

平成18年（2006年）紀北町6月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成18年6月14日（水）

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年6月23日（金）

応 招 議 員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
18番	近澤チヅル	19番	東 恒雄
20番	東 澄代	21番	中本 衛
22番	垣内 勇	23番	東 寿子
24番	中津畑正量	25番	塩崎悦万
26番	西岡利平	27番	北村博司
28番	野呂健博	29番	岩見雅夫
30番	島本昌幸	31番	谷 節夫

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財政課長補佐	濱田多実博	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 東 清剛

4 番 世古勝彦

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は30名です。定足数に達しております。

なお、17番 家崎春季君より欠席との届けを受けておりますのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは日程に従い、議事に入ります。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 東 清剛君

4番 世古勝彦君

のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 委員長報告を行います。

日程第3 議案第41号から日程第32 議案第70号までの30件については、各常任委員会に付託して審査を行ったものであります。

また、日程第33 認定第1号から日程第44 認定第12号までの12件につきましては、3月定例会において決算特別委員会に付託され、継続審査となっていたものであります。運営にあたりましては、まず今期定例会に上程されました議案第41号から議案第70号までの30件について、各委員長の報告とその報告に対する質疑を行います。

その後で決算特別委員長の報告を行い、その報告に対する質疑を行います。

それでは各委員長に審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 尾上壽一君の報告を求めます。

総務財政常任委員長 尾上壽一議員

皆さん、おはようございます。

平成18年6月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件についての審査の経過及び結果についての委員長報告を行います。

本委員会に付託されました議案は、議案第41号、議案第60号、議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第66号、議案第67号、議案第69号でした。

審査の方法は、議案説明及び本会議で質疑も行われ、おおむね理解されているものとして、問題点やその他の必要な事項について委員から質問を行い、それぞれの担当課長から説明を受け、審査を行いました。

それでは経過と結果についてご報告をいたします。

議案第41号 紀北町名誉町民条例の審査では、

審査委員会の構成はとの質問に、施行規則で定め、委員は10名以内で組織する予定、構成メンバーについては議会の議員及び識見を有する者との回答がありました。

スポーツ関係者も名誉町民の対象になるのかとの質問に、スポーツは教育文化の教育のなかに含まれ、公共の福祉の増進ということで対象となるとの回答がありました。

第3条では、議会の同意を得るとなっているが、議会の同意が必要かとの質問に、名誉町民とは非常に重い賞、町民の代表である議会の同意と議決が必要との観点から定めたとの回答がありました。

経過措置として旧両町の名誉町民を紀北町の名誉町民とみなすとなっている。該当者はいらぬのかの質問に、旧海山町では平成6年6月24日に野中林兵衛氏を、旧紀伊長島町においては平成元年の12月に宮原九一氏を名誉町民としているとの回答がありました。

議案第60号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑はございませんでした。

議案第61号 紀北町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、該当する職員や、また運用の方法はとの質問に、現在の職員は 252名、対象職員については 164名との回答がありました。請求があつて初めて該当となる。前もって請求してもらうのが原則とのことでした。

条例で制定しても、実際には取得しにくいこともあるのでは、取得させるための方策はとの質問に、この条例の改正の目的は児童等の凶悪犯罪が多発しているなかでの改正、この条例が可決されれば、職員に周知し、犯罪からの児童保護のため、できるだけ取得できるよう努めていくとの回答がありました。

議案第63号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合格約の変更に関する協議についての審査では、

共有デジタル地図とはその質問に、デジタルとは数値化したものであり、デジタル地図とはコンピュータで処理される地図で、デジタル地図の一番基礎となる部分を策定する。その後各課が活用する必要な情報を入れていく。三重県と29市町が共同して策定するとともに、修正も行っていく。共同化とはこの事務処理等を一部事務組合である三重県自治会館組合に行わせようとするものであるとの回答がありました。

共有デジタル地図の共同化の立ち上げの経費はとの質問に、立ち上げの経費は現在の試算で15億円程度、うち10億円については29市町で構成する財団法人三重県市町村振興協会が負担し、残り5億円について三重県が負担する。29市町の初期費用は発生しないと想定する。ただ、その後の更新については三重県も含め各市町で負担していくことになる。負担額については更新等の度合いによって違うとの回答がありました。

行政間でのデータの交換等で個人情報を含んだ地図を提供する場合であれば、セキュリティ対策に十分注意する必要があるのではとの質問に、今回の共有デジタル地図は基礎になる部分の作成、個人情報を含む各種情報は含まれていない。今後、各種情報を取り入れたものについては、情報セキュリティに関する基本方針等に基づき、取り扱いを厳重にしていくとの回答がありました。

なぜ、自治会館組合が共同処理事務を行うのかとの質問に、地図の整備は29市町が主体となつて行うものである。全市町が参加している自治会館組合が一番適当という結論になった。既存組織であり、組織設立にかかる期間が比較的短期間で構築できる。さらに自治会館組合には事務局員がいる。効率的な組織運営が図れることも理由との回答がありました。

議案第64号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町税条例の一部を改正する条例）の

審査では、

今回の条例改正は、地方税法を改正する政府案に基づくものかとの質問に、地方税法を改正する法律は、平成18年3月に成立し、改正された法律に基づくものであるとの回答がありました。

この条例改正で課税が強化、また軽減された箇所はとの質問に、個人町民税の所得割の税率は所得金額に応じ3%、8%、12%の三段階であったが、一律に6%になった。従来、所得金額が200万円以下の人は税率が3%であったが6%に上がる。しかし、200万円超の人は8%、または12%であったのが6%に下がる。また扶養人数等に応じた一定額を所得割額から控除する調整控除が創設された。個人資産税では負担増になるところはないとの回答がありました。

均等割が強化されたのかとの質問に、均等割を課さないとする基準の金額が引き下げられた。その分課税範囲は広がったとの回答がありました。

損害保険料控除に代え、地震保険料控除が創設されたのかとの質問に、そのとおり。ただし経過措置として平成18年度末までに締結した長期損害保険にかかる保険料については従前どおり損害保険料控除を適用できるとの回答がありました。

固定資産税の評価替えは何年毎かとの質問に、3年毎で平成18年度に実施したとの回答がありました。

平成16年9月の水害で、船津や相賀の土地売買価格は大変下がった。平成18年度評価替えの基準日は平成17年1月1日であるが、これらの実例をどのように考慮し、評価したのか、このことに十分な配慮をとる質問に、平成17年7月に三重県が実施した地価調査では、船津が15%、相賀が13.4%前年より下落した。これらは平成18年度の評価替えに反映したとの回答がありました。

議案第66号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）の審査では、

補償基礎額の減額はなぜかとの質問に、国の非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、条例を改正するものであり、金額については景気の動向等を勘案して上がる年も下がる年もあるとの回答がありました。

議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）の審査については、

今回の改正は国の政令の改正に準じたものかとの質問に、そのとおりと回答がありました。

団長、団長補佐という組織をいつまで続けるのかとの質問に、団長補佐については3年を目途に廃止するとの回答がありました。

議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、質疑はございませんでした。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査の経過であります。

次に討論、採決の結果について申し上げます。

議案第41号 紀北町名誉町民条例については、討論はなく、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、討論はなく、全員賛成により原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 紀北町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成討論として、学童保育促進となり、また問題となっている児童の安全確保にも非常に大きな役割を果たすと考える。よって賛成するとの討論がありました。

全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議については討論はなく、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町税条例の一部を改正する条例）につきましては、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第66号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）につきましては、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）について、討論はなく、全員賛成により原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、討論はなく、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件についての経過と結果の報告を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

補足するんですが、委員会の出席数がちょっと漏れましたので、報告願います。

総務財政常任委員長 尾上壽一議員

申し訳ございません。全員出席でございます。

議長

次に教育民生常任委員長 北村博司君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 北村博司議員

おはようございます。

それでは本会議から教育民生常任委員会に付託され、審査した結果について委員会報告を申し上げます。

15日定刻より開会いたしました。本委員会に付託されました案件は、10件であります。以下議案番号順に審査結果をご報告申し上げます。

なお、出席者は正副委員長、並びに各委員合わせて10人、全員が出席いたしております。議案ごとに所管する課の課長、以下の職員の出席を求めて審査をいたしております。

最初に、議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例について、議題といたしました。塩崎福祉保健課長より内容説明を受けたあと質疑に入りました。

本会議でも出ておりますけども、委員としては精神科医、整形外科医、精神保健福祉士、社会福祉士、保護者会の代表を予定しているということでした。

この審査会の関連いたしまして、障害者自立支援法についての説明を求める発言がございました。これにつきましては旧支援費の居宅系サービスは4月から9月までをみなし指定として、現在実施しておりますけれども、10月から新しい事業体系に移行して、今回設置されます審査会の認定を受けて実施していくと、こういうことございます。

自立支援法につきましては、入所について5年間の経過措置があって、5年間のうちに入所施設については新体系へ移行していく事業の選定が必要になってくると、新事業体系移行するサービスを利用する場合については、この議会で条例が承認されたのち、審査会を設置し、障害程度認定区分の審査会を開き、10月までに決定する形になるということでございます。

さらに、この内容についてもかなり突っ込んだ議論がございました。施設に入所している

人で今までは費用が入っていた分で賄えたけれども、保護者の持ち出し部分が増えてくるといふ危惧があると聞いているがどうかとか、個人負担の1割でございますけれども、実質的にこの地域にとってはどのぐらいの数字になるかとか、審査会でいくつの段階にわけるとか、知的障害者の方を分けるのは難しいので、審査会のなかでも慎重にしていきたい。あるいは具体的に、もう少し具体的に家族立ち会いのもとに認定されるのか、あるいは精神保健福祉士、社会福祉士の通常の主な職業の内容はどういうものかという等々ございました。また認定期間を決めるのかという質問もございました。

これらについて担当課の説明は、1割負担になった要因の1つに、福祉サービスが増大して、国の財政に影響を及ぼしてきたといわれていて、応分の負担をしていただいて長続きするような制度に改正が必要になってきたというふうに思うということでもございました。急激に負担をしていただく、低所得者につきましては軽減措置が所得階層に応じてとられているということでもございました。

入所者の方についてはほとんどの方は年金をもらっておられるので、ある程度の額が手元に残るような形での自己負担制度になっているという説明でもございました。またその負担の具体的な内容でもございますけれども、利用の内容によって若干違ってまいりますけれども、紀北作業所での説明では、約7,500円ぐらいという話でもございましたけれども、個別に違ってくるので一概にはいえないということでもございます。

さらに審査会での程度区分について6段階という、ただ数字では表れてこないところがありますので、申請については病院の意見書が付く、その判定をするために専門の医師に委員になってもらうということでもございました。

さらに調査の難しさについても調査表では出てこないところがあって、調査員が調べたなかでそういった意見を反映していくような形で進めていきたいということでもございます。

また精神保健福祉士の通常の仕事につきましては、これまでに精神保健に携わっていて、精神障害者の相談業務などにあたっている方であると、社会福祉士については紀北作業所のほうで指導員をしている方を予定しているということでもございました。

認定期間については基本的には3年、ただし状態が変わる方がおられるので、その方については3ヵ月以上から3年間のなかでというふうにいわれているということでもございました。

次いで、議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例を議題といたしました。

最初に議論を呼びましたのは、今回の上限金額は全館利用して1日1回につき2万円ということになっておりますが、その設定した理由等がかなり異論を呼びました。これにつきま

しては、利用料金今回設定されたことについては、この範囲内で、2万円の範囲内で各地区の状況を踏まえながら、委託契約を結ぶ際に料金設定をするということでございます。

今回の直営か指定管理者制度でいくか選択する状況になってきたけれども、集会所については見通しとしてはどのぐらいまで直営でやっていく見込みなのかという、ご質問がございまして、利用者が利用しやすく効率的な運営、あるいは経費の削減といったことを考えると、指定管理者制度に移行したほうが良いのかどうかについては、よほどの状況がない限り現状のままやりたい、つまり直営のままやりたい。

各地区の利用者のためにそのほうがいいと、2、3年先に移行するといった考えは、課長個人としてはそういう考え持っていないということでございます。

さらに、この件について合併前は公民館、公民館と呼んでいた名称が、合併後は集会所と名称変更したことについて、その2万円というのはいつその上限を決めたんだと、集会所の利用状況を把握しているのかというお尋ねがございました。これについては担当課では、利用料についてはこれまで条例で定めていなかったと、将来、指定管理者制度に移行することも考えあわせただうえで、今回利用料について条例化したと、利用実績については今のところ各地区から提出された報告はないと、一般的に葬儀や区の役員会等々の会場に使用されるのが、一番多いと聞いている。

今回、指定管理者制度の移行もある得るという前提で、利用料を条例化したという説明でございましたけれども、これは後ほど別な課が所管する条例のなかで、利用料金が定めていないケースが見つかったというか、ございまして、このへんでこういう前提の審議はここでやったために、後ほど激しい議論を呼ぶ結果になりました。それは後ほど報告させていただきます。

次いで、集会所がもともと町の施設であって、各地区に管理委託してきたと、避難所にも指定されているケースもあるけれども、区民が使用する公の施設なので、整備が必要になった場合は最優先に要望を聞いてもらいたいということで、これについては所管の住民課以外にも担当する部署がある場合もあるので、住民課を窓口として対応させてもらうということでございます。

さらに、今回の条例のなかで集会所45施設があがっておりますけれども、具体的に中州とか、下地とか等々抜けているのはなぜかと、扱いはどうなっているのかということで、一時審議を中断いたしまして、リスト等を調査のうえで少し時間がかかりましたけれども提出していただきました。これについては本会議で提出されるリストのなかに入っていないものもござ

いますので、この際、委員会で報告された名称を朗読させていただきます。

町が管理している集会所につきましては、海山区では馬瀬地区多目的集会所、河内集会所、細野集会所、上里福社会館、中里集会所、小松原集会所、新田集会所、中新田地区集会所、船津集会所、前柱地区集会所、宇山集会所、コミュニティセンター相賀、汐見集会所、小山浦集会所、木津集会所、便ノ山地区多目的集会所、小浦集会所、引本浦集会所、長浜集会所、生熊集会所、矢口浦集会所、白浦集会所、島勝浦集会所、これ以外に教育集会所として鯨教育集会所、見千代鼻集会所があるけれども、見千代鼻教育集会所については一昨年の水害によって被害を受けてから使用してないと、渡利区民会館については区の所有で管理はすべて区で行っているということでございます。

次に紀伊長島区につきましては、新町平岩集会所、消防センター中ノ島会館、消防センター東井ノ島会館、消防センター本町会館、コミュニティ消防センター松本会館、コミュニティ消防センター中桐会館、名倉会館、戸ノ須集会所、片上集会所、山居集会所、千歳会館、西井ノ島会館、宮本集会所、出垣内集会所、出垣内構造改善センター、中原集会所、山本集会所、呼崎集会所、道瀬集会所、海野集会所、久野集会所、十須集会所で、教育集会所としては片上教育集会所、此ヶ野教育集会所、志子教育集会所、島地教育集会所、田山教育集会所の5つございます。

ほかに区民館として中州区民館、下地区民館、松本区民館があって、区が所有しているところ、ところがこれについてはさらに委員のほうから指摘がございまして、まだ抜けているということでもございました。それで改めて再調査した結果、大原区民館が地元所有であって、区所有の区民館、合計4ヵ所、ただ下地公民館についてもまたこれも指摘がございまして、これは地元は寄付したんではないかという指摘がございまして、再調査して改めて訂正の報告がございまして、下地区民館については土地がすでに町に寄付されているということでもございます。ただ建物は現在のところ未登記になっているということ、これは区所有なのか、町所有なのか、区民館としてはですね、ちょっと微妙なところであろうかと思っております。

それで委員から指摘のあった横町集会所は、老人いこいの家という名称に、すでに変更になっております。現実にはございます。老人いこいの家という名前でございます。

以上で訂正、本会議でのリストへの追加、並びに訂正等々についてのご報告を申し上げました。

次いで、議案第44号 紀北デイサービスセンターの条例の全部を改正する条例でございます。福祉保健課から内容説明を受けたのち、質疑に入りました。これデイサービスセンター

については委員のほうから、社会福祉協議会に現在委託しているが、指定管理者制度を設けなくても、引き続き社会福祉協議会のほうへ委託するのか、あるいは新しい条例改正をして横滑りで、今回指定管理者制度を導入したときに、横滑りでいいのか、そのへんは問題ないのかというご質疑がございました。これに対して担当課長のほうからは、現状は社会福祉協議会に委託して、使用についての契約も結んでいると、担当課の意見としては今回に限っては公募によらない方法で社会福祉協議会を指定管理者に指定したいと考えていると、問題はないのかという点につきましては、紀北町の公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例のなかで、公募によらない指定管理者の候補者の選定があって、その条項に基づき出来れば社会福祉協議会を指定したいという方針を説明しておられました。

現在、社会福祉協議会と町の契約はどうなっているのかということについては、以前はデイサービス事業の1年契約により契約していたが、介護保険法ができてからは使用許可証を出している。許可証については期限を切っていない形になっているので、今回指定管理者に指定する場合は、そのへんの整備を図りたいということでございます。

期限については他の施設との均衡もあるけれども、担当課としては3年から5年の間を予定しているということでございました。

次いで、議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例を議題として、説明を受けたのち質疑を行いました。在宅介護支援センターの運用規則についてのお尋ねがございまして、これについては管理だけを在宅介護支援センターについては、管理だけをやっていて、実際の中身の運営については地域包括支援センターとして運営されていて、紀北広域連合が運営主体になっている。そちらのほうで社協のほうに委託するということが決まっていて、地域包括支援センターとして運営してもらっているということでございます。このなかの運営協議については広域連合のほうで運営協議会が設置されているということでございました。

今回、指定管理者制度導入にした場合も、デイサービスセンターと同じように3年から5年になるのかというお尋ねがございまして、担当課のほうからは3年間ぐらいを目処にしたいと、尾鷲市も紀北町も社協へ委託ということで方向ですので、管理状況としては今までどおり社協に委託していくような方向で考えているということでございました。

次いで、議案第53号 紀北町若者センター条例の全部を改正する条例を議題とし、質疑を行いました。若者センターというのはいつ開設されたのか、料金は当時から変わっているのかどうかということから、議論が始まりました。かなり時間を費やしました。この若者セン

ターは昭和61年に山村地域若者定住環境整備モデル事業でつくられた。条例制定は昭和61年3月25日、供用開始は61年8月1日、料金は消費税等の変更もあって、平成元年と平成9年に変更があったということでございます。

それでラウンジと申しますけれども、玄関ホールから入った左側の喫茶部門が行われているところですが、どこに条例の別表のなかにあるんだというお尋ねがございまして、現在では平成17年9月より月額2万1,000円で喫茶雅が入っていると、会議室の使用料とは別個に月額2万1,000円ということになっているということでございます。この料金の設定の方法や消費税の変更時期はいつなのかということございまして、担当課のほうでは建設された当時の料金に消費税等が変わった時期ごとに編成し、適正であると判断するということがございましたが。

実はその後、多くの委員から料金が高い低いではなしに、公共の建物を貸し出しているのに条例に明記してないではないかと、あるいは公の施設である以上、決まりが必要で実情に応じてこの限りでないとしておけば変更もできる規定が必要、条例のなかにきちんと決めなさい。あるいは同種のご意見が何人もございました。

これに対して、教育委員会のほうからは喫茶部門をなぜ設けたかという理由として、公民館ではなしに公共施設ではありますけれども、過疎地に建設されたということで周辺に喫茶店がないということをつくられたのではないかと、さらにこのラウンジの料金については月額いくらで貸借契約を結んでいると、今後は規則を定めて明記する方向で検討したいということございましたけれども、ほかにも条例のなかに定められてない施設がいくつもある。あるいはサークル広場という名称そのものがよくわからんと、これは2階の会議室という説明でございましたけれども、等々大変議論を呼びました。これについてはですね、お手元に配布してあります付帯決議が付帯意見が決議されております。ご覧いただきたいと思いますが、東清剛議員から提出されて、紀北町若者センター条例の全部を改正する条例の制定にあたり、次のとおり決議する。

決議、紀北町若者センター条例の全部を改正する条例については、別表中にラウンジの使用料の記述がなく、また現況にあわない名称とも見受けられ条例として不適切である。早急に整理すべきであるという付帯決議が行われております。

次に、議案第57号 紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例を議題といたします。

これについては小学生の利用料金等のお尋ねがあった程度でございます。今後、指定管理者の見込みについても質問がございましたけれども、現在は木工部門についてはNPO、海

山元気の会、陶芸は海山陶芸会に委託している。指定管理者を募集して応募がないと想定され、住民の芸術文化に貢献するという意味で赤字であっても直営でいくのが、現在のところ適当かと思っているということでした。

次に議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例

これについて、やはり別表の使用料金表についての議論がたくさん出されました。最初に若者センター同様きちんとした姿勢を出してくださいと、1万300円という利用料金はおかしいと、これは教育委員会のほうでは1万300円が使用料でこのなかに消費税を含んでいるという答弁でございましたけれども、委員のほうからは消費税は5%であるのに1万500円ではないのかと、税法違反だという厳しいご指摘等がございました。消費税込みで表示しているのであれば消費税額相当分と使用料がいくらなのかというのを明確にしてほしいということで、議事が中断いたしました。休憩の後、統一見解と申しますか、再答弁がございまして、1万300円の場合は使用料は9,810円、消費税は490円という答弁の訂正がございました。

それとこの消費税の問題とは別に、グラウンドのなかでグラウンド（野球場・テニスコートを除く）という表現がございまして、グラウンドと野球場は区別はつくのかというお尋ねがございました。これについて教育委員会のほうではテニスコートについては仕切りあるけれども、野球場とグラウンドは明確に区分されていないということでした。その結果、テニスコートは15分について100円、野球場は1時間について1,030円というコインの照明料ですけれども、これらを踏まえて要するに昼間は料金要らないのかという確認がございました。で、要するに無料だというお答えがございまして、その理由として管理は事務局でやっているけれども管理人がいないと、グラウンドの整備などは利用された方が行っているのです。グラウンドの維持費も計上されていないので昼間の料金は免除し、夜間の使用料ですということでしたけれども、免除と無料とは違うという指摘もございました。

それで赤羽公園との整合性も必要、向こうの料金と整合もしなきゃいかんという指摘がございまして、公共施設で免除するにしても、一応いくらという使用料を定めるべきだと、そのうえで減免すればいいという指摘がございまして、それが動議として委員から提出、付帯決議の動議が提出されました。それが別紙お手元に配布してございます「紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例に関する付帯決議」会議規則第14条の規定により、平野隆久委員から提出されております。朗読いたします。

紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例の制定にあたり、次のとおり決議する。決議、紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例については、別表に定められた利用料の記述が不明確であり理解しがたい。早急に整理すべきである。条例の別表をきちんと整えて出すべきであるということでございました。この決議後に委員のほうからご発言がございまして、付帯決議に対する意見であります。付帯決議などは度々このように付託された議案に対して付帯意見、決議することは議会としても本来あまり好ましくないと思うけれども、課長がしっかりした答弁ですぐさま指定管理者制度に移行するのではないけれども、今後移行すべきことを鑑みて条例を整備していくので、これからまだまだ条例改正をしていくつもりですとか、そういった答弁があればわざわざ付帯決議をしなくてもよかったと思う。明快な答弁、あるいは今後の姿勢が表れてこなかったからこういうことになったんで、委員会を軽々しく軽々に思っているのではないか、今後はしっかりと条例を読んで把握して委員会で説明するようにしてほしいという厳しいご意見が出されました。

次いで議案第59号でありますけれども、紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例については、質疑はございませんでした。

次いで、議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、住民課所管分でありますけれども、乳幼児医療助成の対象が小学校入学前の児童の入院について拡大されたけれども、所得制限によって対象外になる人も出てくると聞いているけれどもどうなのかと、所得制限は具体的にどうなんだということで、についてはですね担当課のお答えは、判定基準については例えば扶養親族が1人の場合ですと、保護者の収入が686万5,000円、これは年収ですね。課税所得額で498万円を越える場合ですと対象外になると、所得制限にかかると、ただし、両親のうちどちらか所得の多い親の所得で判定されるということで、現実にはあまりないんではないかということでございました。

それで、さらにこの一旦立て替え払いする、それからあとから払い戻しを受ける現金給付と、医療機関で直接無料で診療を受けられる現物給付の議論がございまして、現物給付にすると国からペナルティがかかると聞いたけどどうなんだというお尋ねがございました。これについて担当課からは、国保会計では医療費等の状況において国から調整交付金、療養給付費負担金の交付を受けているけれども、現物給付、つまり医療機関の窓口で支払わなくてもいいという現物給付にした場合、医療費が増加することが見込まれ、その増加分においては調整率によって調整交付金、療養給付費負担金が減額されるため、町の負担が増大することになるということでございました。

それと今回の改正で、対象者はどのくらい増えるのかということでございましたけども、現在の対象者は500人ですけれども、対象者の拡大により約300名程度増えるのではないかという見込みが報告、説明されました。

次に議案第65号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について、担当課長からの説明のあと質疑に入りました。

すでに平成18年度の保険料については通知がなされておりますけれども、今回の改正により、条例改正により保険料は修正されるのかというお尋ねがございました。これにつきましては担当課からは、すでに通知している保険料については仮算定による保険料でありまして、前年度の年間保険料の12分の1の額を4月から6月までの各月の保険料として賦課していると、現在、本算定の作業を行っており、本算定では今回の改正に基づいて年間の保険料を算定し、年間保険料から仮算定保険料を差し引いた額を7月から3月までの保険料として賦課させていただくということでございました。7月分からで修正というか、現在の仮算定の保険料が修正されるということでございました。

以上のような質疑がございまして、採決の結果、

議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例について、全員賛成で、原案を可とすることに決しました。

議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例につきましても、全員賛成で、原案を可とすることに決定いたしました。

次に議案第44号 紀北町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例につきましても、全員賛成で、原案を可とすることに決定いたしました。

議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例につきましても、全員賛成で、原案を可とすることに決定しました。

次いで議案第53号 紀北町若者センター条例の全部を改正する条例につきましては、先ほど申し上げたとおり、付帯決議を付して全員賛成で、原案を可とすることに決定いたしております。

次いで議案第57号 紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例につきましては、全員賛成で、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例につきましては、先ほど朗読させていただいた付帯決議を付して、全員賛成で、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例につきましても、全員賛成で、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましても、全員賛成で、原案のとおり可とすることに決しました。

最後に、議案第65号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきましても、全員賛成で、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上をもって委員会報告を終わります。

議長

続きまして産業建設常任委員長の報告を求めます。

東寿子君。

産業建設常任委員長 東寿子議員

平成18年6月度今期定例議会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について審査の結果を報告いたします。

6月15日、9時30分、委員10名のうち家崎委員欠席、また議長のご出席のもと開催をいたしました。

当委員会に付託されました案件は、議案第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第54号・第55号・第56号の10議案は、平成15年6月交付の地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理について指定管理者制度が設けられたので、施設の管理について、今後、指定管理者制度への移行も踏まえたものとすべく、条例改正を行うものであるとの提案理由がございます。そして議案第68号と、議案第70号の2議案とあわせて、12議案について審査をいたしました。

まず議案第46号 議案書ページ26ページです。紀北町地域産物展示販売施設条例の全部を改正する条例について、担当課長より説明を受け、質疑に入りました。

本施設お魚らんど海山について、現在どういう契約になっているのか、この施設の用地は高速道路の用地になるとの説明だが、町が責任を持って代替地を探す方向なのかとの質疑に対し、答弁といたしまして、この施設は平成8年4月の開設以来、契約ではなく展示の許可という形で許可証を発行している。土地は個人のもので毎年借り上げの契約を交わしている。建物は町のもので休憩コーナー、トイレ、事務所は町管理で、あと全部業者の負担で運営をしている。地方自治法の改正により、当然指定管理者制度を導入しなければならない施設と

考えている。

また高速道路の用地になるとわかった昨年7月ごろから、3業者とは話し合いをしており、業者の方には補償ということで話は進んでおります。理解が得られていると考えますとの答弁でございました。

討論に入り、この施設については高速道路の用地に決まっている関係から、現在の業者の意見もよく聞きながら、十分注意をして対応をしていただくことを要望する賛成討論がございました。採決に入り、全員賛成。

よって本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

次に議案第47号 ページ30ページです。紀北町「道の駅」海山交流ホール条例の全部を改正する条例について、担当課長より内容説明を受け、質疑に入りました。

道の駅のなかの公の部分、そうでない部分についての説明を求めたところ、現在、海山物産が入っている交流ホールが町の建物で、底地は町です。駐車場の入口からトイレ、情報コーナーの前の広場は土地建物とも国土交通省のものですとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第48号 議案書ページ34ページです。紀北町ふれあい広場マンドロ広場の全部を改正するについて、担当課長より内容説明があり、質疑に入りました。

施設の使用料は指定管理者制度を導入した場合どうなるのか、またマンドロでの燈籠製作に使用する場合の料金はどうかとの質疑があり、使用料は変わりません。また燈籠製作についての使用料は無料ですとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

議案第49号 ページ40ページです。紀北町森林公園オートキャンプ場条例の全部を改正する条例について、担当課長より内容説明を受け、質疑に入りました。

オートキャンプ場については黒字となっていると思うが、利益剰余金はどう扱われるのかの質疑に対し、契約による設定額を超過した利益剰余金は町と委託業者とで2分の1ずつ配分することになっているとの答弁でした。

討論に入り、現在、利益のある施設の指定管理者制度への移行は、慎重にとの賛成討論がありました。採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

次に議案第50号 ページ47ページです。紀北町きいながしま古里温泉条例の全部を改正する条例について、担当課長より内容説明を受け、質疑に入りました。

条例の附則に、この条例は公布の日から施行するとなっているが、これは公募をして競争入札をかけてされると思うが、いつごろを目処に制度の導入となるのかの質疑に対し、指定管理者制度への移行を考えているのは、議案第46号と第47号・第55号・第56号の4つです。時期的には9月2日に施行しないといけないので、それまでに選考委員会を開き、議会の議決をいただき早急に実施の方向と思うとの答弁でございました。

また、当委員会に関係する議案のなかの使用料に対する消費税の不統一、また条例のなかに町のみ有する権限のうち3項目のうち、1項目の行政財産の目的外使用のみ明記されていることに対し、せっかく町条例を大幅改正するのだから統一すべきと考えるが、統一できない理由など、直接町長のご見解を求める動議が出され、全員異議なく町長の当委員会へのご出席を願いました。

町長のご答弁といたしまして、まず公的施設の使用料及び消費税について、統一をしていないとの質疑に対しましては、合併協議を進めるにあたって両町の担当職員同士がお互いに協議をし、その結果すぐに料金、消費税について一本化することは大変難しいことから、時間をかけてこれまでの両町の実情にあわせたものを、今後、新町になってから改正していくとの決定をみている。現在、新町発足後8ヵ月であり改正に至っていない。今回は現状のまま上程をいたしました。今後、改正についてよく協議をして対応したい。また2番目の指定管理者制度の細則のなかで、町のみ有する権限のうち行政財産の目的外使用のみ条例に記載されている件につきましては、町のみ有する権限のなかの不服申し立てに対する決定、また使用料の強制徴収、この2つについての記載がないことについては修正を加えることについては相当な時間を要することもあり、当面この議会においてはこの細則のなかで対応をしていただきお認めいただければ、今後これを執行していく段階でこの条例に不備が生じてきた場合には、よくこれを検討させていただきたいとの答弁でございました。

議案第50号の討論に入りまして、古里温泉は利益の面でも随分すぐれた施設と認識をしている。指定管理者制度導入にあたっては地元の意見を十分聞き入れていただくよう要望する賛成討論がございました。採決にはいり、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

次に議案第51号 ページ53ページでございます。紀北町農村婦人の家条例の全部を改正する条例について、担当課長より内容説明を受けました。

質疑なく、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

次、議案第52号 ページ59ページでございます。紀北町赤羽生活改善センター条例の全部を改正する条例について、担当課長より内容説明を受けました。

質疑なく、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

次に議案第54号 ページ70ページでございます。紀北町古里自然休養村管理センター条例の全部を改正する条例について、担当課長より内容説明を受けました。

質疑なく、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして議案第55号 76ページでございます。紀北町林業総合センター条例の全部を改正する条例について、担当課長から内容説明を受けました。

質疑として、この施設は森林組合のなかの一部であるが、どのように利用してきたのか、詳しく説明を求めました。答弁として建設して以来、役場の会議、森林組合の会議、また県の合同会議等で使用している。町からの経費は1円も出ていない。大規模な修理となれば別であるが、そういうことからむしろ森林組合を指定管理者として管理していただきたいと思っているとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

次に議案第56号 議案書の82ページでございます。紀北町木材乾燥機場条例の全部を改正する条例について、担当課長より内容説明を受けました。

質疑なく、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

次に議案第68号 148ページでございます。専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計補正予算（第4号）（財政課）該当部分について、浜田担当課長補佐より内容説明を受けました。

質疑として、専決処分とは、本来、議会が議決、または決定すべき事項をさまざまな理由から町長がその議決すべき事件を処分することができるものです。専決処分する場合、1つは議会が成立しないとき、2つ目は法律に基づいた会が開くことができないとき、3つ目は町村長が議会を招集する暇がないと認めたときとあるが、今回の場合、3番目に該当すると

思うが、この場合においても極めて客観性がきちんとしていなければならないと、ただし書きにもあります。今回の専決処分はどういう判断で行われたのかの質疑に対しまして、起債の議決事項につきましては限度額が定められており、その範囲内ということは原則となっている。

また、今回2件の起債の増額が含まれており、これは議会の議決が必要で、減額分については範囲内であるのでこのような措置は必要ないと考えます。今回は増額ということと、この2つの増額の起債のうち30万円は95%、残りの150万円については財政力に応じて47.5%から85.8%の交付税算入がある有利な起債であることから、財政が厳しいなか財政的にも非常に助かるという判断のなかで、今回、専決をさせていただきました。起債の許可申請が3月31日で許可も同日付けになっています。3月31日は年度末最後の日で、その日に議会を招集することは不可能ということで、今回このような措置を取らせていただきましたとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

最後になりますが、議案第70号 152ページ、紀北町道の路線認定について建設課長より内容説明を受け、質疑に入りました。

県から移管される部分の補修について、また側溝について排水に適しているグレーチングにての補修を要望するよう、そして許可改修はいつごろかの質疑に対しまして、県とは移管までに補修についての協議をしっかりとまいります。供用開始は県と国土交通省との契約は本年12月25日までとなっており、そのころになると思うとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長

以上で各担当委員会で審査願った案件についての委員長報告を終わります。

議長

ここで暫時休憩します。

11時から開会いたします。

(午前 10時 42分)

議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 00分)

議長

それでは各担当委員長報告に対する質疑を行います。

まず総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第41号 紀北町名誉町民条例についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わり、

次に議案第60号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に、議案第61号 紀北町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。以上で質疑を打ち切り、

次に議案第63号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

議案第63号について質疑をいたします。

この提案されている事務の中身ですが、3項の共有デジタル地図の共同化に関する事務ということになってます。委員長も少し詳しく報告されておりましたけれど、当町にとってですね、この共有デジタル地図というのはどういう中身で、この必要度というはあるのかどうか、そこらへんで詳しく審査の中身ありましたら教えていただきたい。

このデジタル地図ということも私あんまりわからないので、普通の道路地図や建物のマップのようなそういうものと私は思っておりますが、この具体的なものを教えていただきたい、そのように思います。

議長

総務財政常任委員長 尾上壽一君の登壇しての答弁を許します。

総務財政常任委員長 尾上壽一議員

中津畑議員のご質問は、デジタル地図についてなんですけど、この課長の答弁を見せていただくと、デジタル地図はですね、航空写真を撮影して、この写真に基づいて数値化した基礎となるデジタル地図をつくるという説明をいただきました。

それとですね、このデジタル地図というのは今回基礎となる部分をつくるものであって、その基礎となってつくったものを後に、この紀北町においてそれを例えば住民課なら住民課、そういったものが情報を入れていくと、そういうものであって、今回の議案第63号については三重県自治会館組合における基礎となる共有デジタル地図をつくるという答弁でございました。以上です。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

この航空写真等を数値化するためのものだということではわかりますが、紀北町としてこのデジタル地図というのは果たしてどういう役割を果たすのかという審査がされたのかどうか。予算的にもですね29市町が直接的な負担はないというものの、これ15億円ですか、総額

10億円が29市町村、こういうお金というのは非常に莫大なお金だと思うんです。それで紀北町としてこのデジタル地図化によって、どういうメリットと申しますか、どういう使用目的があるのかどうか、そこらへんの審査の中身というものを教えていただきたいんです。

議長

総務財政委員長 尾上壽一君。

総務財政常任委員長 尾上壽一議員

どういう役割かということは先ほど申しましたように、結局、各担当課等がですね、それぞれの数値を入れて、そのパソコン上でもそこをクリックすればいろいろな情報が出てくるものであると、そういうふうに説明をいただきました。

また25億円の初期経費のうち、10億円は三重県市町村振興協会というところが負担するわけですが、この10億円につきましてはサマージャンボの宝くじの基金を充てると、このように説明をいただきました。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第64号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町税条例の一部を改正する条例)についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第66号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第67号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例)についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑をなしと認め、質疑を打ち切ります。

これで、総務財政常任委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

次に教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑をなしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

23番 東寿子君。

23番 東寿子議員

1点だけお尋ねしたいんですが、この集会所のリストを再提出をしていただいたという報告がありましたが、いただけるんでしょうか。

議長

教育民生常任委員長 北村博司君の登壇して答弁を許します。

教育民生常任委員長 北村博司議員

東寿子議員の質問にお答え申し上げます。

先ほどリストと申し上げましたのは、別表第1、第2条関係と、以外のものは相当数あるということで、提出担当課から調整して提出してもらいましたのは、町有建物災害共済加入状況表というものです。

それでこの場合はですね、役場庁舎からはじまってすべての町有施設について、災害共済に加入しているものが一覧表としてあるわけです。そのなかからですね集会所、あるいはそれに類するいろんな名前のもがあるわけですね、消防センターでありコミュニティでありさまざまにあるわけですけれども、実質上、集会所として使用されているもの、老人いこいの家とか農村婦人の家とか構造改善センターとかも、あわせてそのなかから拾い出したものでありまして、このリストは必要でしたら担当課でもらえるでしょうし、後ほど私のをコピーしていただいてよろしいかと思ます。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、

次に議案第44号 紀北町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に、議案第53号 紀北町若者センター条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第57号 紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例についての質疑を許しま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第65号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についての質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で教育民生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

次に産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第46号 紀北町地域産物展示販売施設条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第47号 紀北町「道の駅」海山交流ホール条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第48号 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

常任委員長にお尋ねいたします。

先ほどの委員会報告のなかで、燈籠まつり実行委員会の使用料は無料と言われたのか、無料と言われたように、ちょっと確認いたしたいんですが、ご承知かと思いますが委員長、この施設は1億創生の補助金をどういう使い方するかということで町民に公募して、選定委員会で選定された結論が燈籠まつりの作業所を、当時はですね、民間の鉄工所の跡を廃工場を使っておりまして大変苦勞した、環境の悪いところでやっていたんで、燈籠製作のための施設をつくったらどうだという提案が採択されて、このマンドロがつくられたんですね。

あとははっきり言うてそれがメインで、あとは一緒にいろいろほかのものが会議室とかいろいろなものがつくられたという経緯があって、マンドロそのものは燈籠製作のための施設としてつくられたんです。そのへんの担当課からそういう説明ありましたか。これは無料だというだけじゃなしに、本来は燈籠製作のための施設なんだという説明等はありませんか、議論の中身をお聞かせいただきたいと思います。

議長

産業建設常任委員長 東寿子君の登壇しての答弁を認めます。

産業建設常任委員長 東寿子議員

北村議員の質疑にお答えいたします。

この議案第48号 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の全部を改正する条例に関しまして、もう一度申し上げますが、質疑としては燈籠製作に使用する場合の料金はどうかという質疑がございましたが、無料であるという担当課長からのお答えのみで、内容的には理由は説明

ございません。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第49号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の全部を改正する条例についての
質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第50号 紀北町きいながしま古里温泉条例の全部を改正する条例についての質疑
を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第51号 紀北町農村婦人の家条例の全部を改正する条例についての質疑を許しま
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第52号 紀北町赤羽生活改善センター条例の全部を改正する条例についての質疑
を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第54号 紀北町古里自然休養村管理センター条例の全部を改正する条例について
の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第55号 紀北町林業総合センター条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第56号 紀北町木材乾燥機場条例の全部を改正する条例についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第68号 専決処分の承認を求めるについて(平成17年度紀北町一般会計補正予算第4号)についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に議案第70号 紀北町道の路線認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

続きまして決算特別委員会に付託した案件について、決算特別委員長より報告を求めます。

決算特別委員長 尾上壽一君。

決算特別委員長 尾上壽一議員

それでは決算特別委員会の委員長報告をいたします。

平成18年3月定例会において、決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号から認定第12号までの12件であります。

これらの案件について審査の経過及び結果について、ご報告をいたします。

去る5月8日・9日・10日のいずれも午前9時30分より、本庁別館大会議室において委員14名全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

職務のため出席したものは、川端龍雄議長、議会事務局川口・牧野両課長補佐でした。

本委員会における審査は、3月定例会に提出された認定第1号から第12号までの各会計の決算報告書、及び旧紀伊長島町海山町の決算にかかる主要な事業の成果及び予算執行の実績報告書に基づき審査を行いました。

それではその要旨をご報告申し上げます。

認定第1号 平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定について

「総務課関係」の審査では、情報公開の運用状況の公表は、また件数はとの質問に、年度が明けてから公表している。近日中に対応するとの回答がありました。

旧海山町においては請求件数が9件で、すべて開示、旧紀伊長島町においては請求件数が2件で開示閲覧である。なお合併後については開示請求が8件で、うち7件が開示、1件が裁判にかかるもので非開示との回答がありました。

「財政課関係」の審査では、水谷建設から地域振興協力金の名目で、1億円の寄付を受けているがどうなっているかとの質問に、地域づくり事業基金として紀伊長島分として3,183万4,000円を新町に引き継いだとの回答がありました。

「企画課関係」の審査では、ホームページの更新は、また訪問件数はとの質問に、ニュースやイベント情報があったときに更新、定期的には更新していない。訪問件数は途中でカウンターが壊れ、最終的な確認はできなかったとの回答がありました。

広報「きいながしま」は何社から見積を取っているかとの質問に、広報「きいながしま」につきましては3社、合併後、印刷費用等は随分安くなったとの回答がありました。

「税務課関係」の審査では、紀伊長島の徴収率は海山町に比べ低い、特に固定資産税の徴収率が低い、その原因と対策はとの質問に、海山町と比べて低いのは納期限の差で紀伊長島分は今回の決算に上がっていない部分がある。徴収率の向上については両区の徴収体制を見直し、効果、効率的な体制を確立していきたいとの回答がありました。

滞納繰越分にかかる予算額は、両町でかなり差があるのはなぜかとの質問に、滞納繰越分にかかる予算額は紀伊長島町では、調定額の10数パーセントを、海山町では約5%を計上していたとの答弁がありました。

「住民課関係」の審査では、住民課は個人情報をたくさん扱っている。セキュリティの管理は大丈夫かとの質問に、戸籍電算システムは他のシステムとはつながっていない。職員個

人のパソコンで戸籍関係のデータを使用することはできない環境となっている。ウィニー対策も十分な措置をとっている。職員宅へのデータの持ち帰りも行っていないとの回答がありました。

「建設課関係」の審査では、公営住宅の滞納世帯はとの質問に、滞納世帯は11団地、12世帯、公平性の観点から滞納処理はどのようにしているのか、民間では退去等の処置がされているとの質問に、督促状及び再三自宅を訪問しているが現状では難しい。退去等も検討しているが、町営住宅ということも考え、強行に出ることもできにくいとの回答がありました。

滞納者は収入がなく支払う能力のない世帯か、また連帯保証人や敷金の徴収はとの質問に、生活する程度の収入はあると考える。敷金は3ヵ月、連帯保証人を付けている。連帯保証人にも徴収に行っているとの回答でした。

都市公園の管理が両町で違うが同じ熊野灘臨海公園内だ。今後整合しないのかとの質問に、今後は整合していくよう検討したいとの回答がありました。

「環境管理課関係」の審査では、河川の水質検査の箇所数と検査結果の公表はとの質問に、河川の調査箇所は7ヵ所、6項目の水質検査を行っている。検査結果の悪い下倉川、萩原川にはEM菌等を投入している。結果は広報等で周知している。実態としては生活排水の汚染が進んでいると考えるとの回答がありました。

環境パトロールの業務内容はとの質問に、不法投棄等の監視、改修及び蜂の駆除、EM菌等の投入を行っている。パトロールは週3回実施しているとの回答でした。

水質検査の結果が最近公表されていないとの質問に、2、3年公表していない。公表の方向で検討するとの回答がありました。

墓地使用料が10万6,500円で永久貸与だが、30年前の使用料はとの質問に、30年前に墓地を造成し、条例を制定、使用料を10万6,500円と定めている。現在も同額の使用料との回答がありました。

物価が3倍になっている。同額は行政の公平性を欠いているのではないか、条例改正の議論はなかったのかとの質問に、町が利益を得るというものではなく、事業費見合いで使用料を算出している。30年前も平成14年度も事業費見合い、条例改正については平成14年に10万6,500円が適正かどうかを検討した。事業費見合いの考えで使用料の条例改正には至らなかったとの回答でした。

荷坂やすらぎ苑組合の割合負担について、また今後の措置はとの質問に、割合負担については平成12年に一部改正されている。その時点でおおむね3年を目途に利用状況等を換算し、

見直すと聞いている。今後、大紀町の予算計上のことも考えに入れ、幹事会等で是正するよう協議したいとの回答がありました。

「産業振興課関係」の審査では、黒浜の背後地の用地買収はとの質問に、用地買収は事業の開始が平成8年度からで、平成11年度から平成18年度まで6,773万9,909円との回答でした。

黒浜の完成はとの質問に、この事業は平成18年度で終了の目標、本年度で背後地も養浜工事も完了する計画との回答がありました。

温泉使用料半期ということだが、最終的にどうなったかの質問に、本年度のトータルは、3,121万6,350円で黒字決算、人数は6,875人との回答がありました。

「福祉課関係」の審査では、修学旅行補助金の支給対象者はとの質問に、要保護、準用保護世帯の児童を対象とし、修学旅行費の一部に充てるための補助金との回答がありました。

保健師、栄養士の配置はとの質問に、現在保健師は正職員として本庁に1名、海山総合支所に2名、紀伊長島総合支所に3名配属、臨時看護師として紀伊長島支所に1名配属、栄養士は海山総合支所に臨時職員で1名在職との回答がありました。

「危機管理課関係」の審査では、松本消防団詰所については景観まちづくり事業の指定場所だ。もう少し景観に配慮できないかとの質問に、予算もかかること、町長はじめ検討させていただくとの回答がありました。

「教育委員会関係」の審査では、奨学金返還金について不納欠損はとの質問に、不納欠損については現在はないとの回答でした。学校評議員の報酬と内容はとの質問に、小中学校各3人程度で年額1人当たり1万円、校長の求めに応じ、教育活動の実施、地域社会及び家庭と学校の連携の促進等、校長の行う学校運営に関して意見を述べ、また助言を行うとの回答がありました。

認定第2号 平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、主だった質疑はございませんでした。

認定第3号 平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑はございませんでした。

認定第4号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑はございませんでした。

認定第5号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定についての審査では、平成17年度水道事業会計決算書で、剰余金が3億3,692万1,867円ある。剰余金があるにもかかわらず

ず、なぜ 100%の起債をしないのかとの質問に、事業費が 1,000万円以上のものについて起債を充てているとの回答がありました。

企業債について金利が高いものがある、繰上償還はとの質問に、繰上償還をすることができませんが、あまりメリットがないので繰上償還はしていないとの回答がありました。

認定第 6 号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定について

「総務課関係」の審査では、臨時職員38名分の退職報償金について法的に問題はないのかとの質問に、合併時に一旦全員退職してもらった。旧海山町の臨時雇用職員の取り扱いに関する運用基準に基づいて退職報償金の支払いをしている。法的には若干適正さに欠ける考えられる。紀北町においては退職報償金は支払わないとの回答がありました。

「財政課関係」の審査では、調定額、収入済額の取り扱いについて、両町での違いはとの質問に、旧海山町では調定額は額が確定してからの調定額で、旧紀伊長島町では予算での調定額、旧海山町方式での調整を考えているとの回答がありました。

「企画課関係」の審査では、もてなしの里づくりの返還金と評価はとの質問に、返還金は平成16年度の精算金、紀伊長島町は平成16年度に計上したたくさんの事業を実施し、またその成果も表れてきていると考えるとの回答がありました。

ケーブルテレビの普及率の向上への取り組みはとの質問に、行政放送は住民にとって身近な存在になってきている。何とか向上できないものかとZTVと交渉している。合併一周年記念ということでキャンペーンを行ってもらおう予定との回答がありました。

「税務課関係」の審査では、個人町民税の 4,890万円の減額補正は災害によるものかとの質問に、平成16年度の災害によるもので、当初の見込み額より減額が大きかったとの回答がありました。

「建設課関係」の審査では、住宅使用料で 5,000万円と収入未済額がある、内容はとの質問に、17年度の調定額は 4,136万 300円で、過年度分は 1,521万 5,000円となっている。滞納者は37名、年数については 8 年分、誓約書を取り、明け渡しまで進める予定との回答がありました。

滞納者の原因は、また取り立て等の職務を厳しく執行するようとの質問に、主として倒産とか、転職等により所得の減が原因で、払いたい払えない方が多い。職務としてしっかり取り組んでいくとの回答でした。

銚子川で大気と水質を 2 ヲ所で測定していた。合併後調査場所について変更していないか、また住民との意見交換はとの質問に、又口川の左岸で大気と水質の測定、場所は変更してい

ない。同じ場所で測定したほうが過去の資料と比較できる。測定値については異常は出ていない。場所、測定方法については関係者の意見を聞くとの回答でした。

環境マネジメントシステム運用の効果はとの質問に、効果の1つとして紙の使用料、電気使用料等の削減目標値を設定して職員全員で取り組んでいる。削減に意識の向上が図られ、意義があると考えているとの回答でした。

海山で収塵車等は廃食用油等を使用しているが、通常の燃料と廃食用油の再生燃料との経費面での比較はとの質問に、人件費等を考慮すると赤字で、取り組みは環境に重点を置いているとの回答でした。

廃食用油の軽油は、ごみ収集業務委託の業者に委託している。委託料の積算において100万円以上の減額との回答がありました。

ペットボトルの取り引き方法はとの質問に、平成17年度は紀伊長島町、海山町とも日本容器包装リサイクル協会が無償処理、ペットボトルの価値が上がり、平成18年度は入札を実施し、逆有償で1kg当たり23円で落札したとの回答がありました。

「産業振興課関係」の審査では、木造住宅新築促進奨励金特別事業は、海山材の需要拡大と建築施主の固定資産税の軽減としていい事業だ。これまでの対象軒数と、紀北町になってからの対象軒数は、また事業は継続するののかとの質問に、旧海山町で平成16年度は11件で、平成17年度は13件、担当課としては継続していきたいとの回答がありました。

体験型イベント交流施設では食事を用意していないと駄目だ。地元で用意できないのか、大学へも積極的に勧誘するよとの質問に、食事や掃除を地区の方でできないか等を検討し、7月を目途に本格的にオープンしたい。準備ができれば宣伝していくとの回答がありました。

船津川河川改修に伴って、灌漑用井戸が何ヵ所か枯渇し対応してくれた。その費用は、また農作物に影響はとの質問に、約9ヵ所、180万円、農作物については特に被害の報告はない。今年は雨も多く助かっているとの回答がありました。

大根林道工事の受益者負担が滞っていたがどうなったかの質問に、現在、滞納金額が96万7,100円あり、12名の方が滞納している。去年約12万円集金し、今年は半期で2万4,700円集金した。町内の方については通知を出し、集金に行っているとの回答がありました。

「福祉課関係」の審査では、緊急通報装置の通報先及び管理についてはとの質問に、本年度から紀伊長島区と同様に、国際警備保障に通報先と管理を委託、6月ごろまで引き続き無償で海山園においては行ってもらうとの回答がありました。

在宅介護支援センター設置事業は合併により長島区の1ヵ所になったが、サービス低下は

許されない。海山区の相談業務とはどのように対応するのかの質問に、地域包括支援センターや紀北広域連合と十分に連絡を取りながら、福祉保健課職員が相談業務を行い、サービスの低下のないように努力するとの回答がありました。

児童福祉費負担金で、保育料の滞納は、あれば徴収についての考えはとの質問に、平成11年度から16年度までで117万750円、10件の滞納がある。徴収の回数も増やし、滞納整理にあたっていくとの回答でした。

高齢者福祉計画の進捗状況はとの質問に、第1回の策定委員会を5月16日に開催する予定、6月中旬までには完成との回答でした。

栄養士の業務は非常に大切な業務、その業務に専念できるようにできないかとの質問に、海山総合支所に臨時職員として1名配置している。栄養士は業務に専念するのが本来だと考えるが、他の業務にあたることもあるとの回答でありました。

「危機管理課関係」の審査では、質疑はございませんでした。

「教育委員会関係」の審査では、海山木工陶芸施設は築3年ぐらいだが、大雨が降ったときに雨漏りがすると聞く、どうなっているのかの質問に、通常の小降りには雨漏りはないが、台風等横なぐりの雨のときは横壁からしみ込むようだ。効果的な対策はとりにくいとの回答がありました。

給食費で全国的には小中の公立で未納者がかなり増加している。旧両町の状況はとの質問に、紀伊長島区は5名で9万5,500円、海山区は10名で23万2,959円、遅れながらも入ってきているとの回答がありました。

就学援助費の認定は民生委員の意見を聞いているか、そして対象者はとの質問に、本人からの申請に基づき認定、福祉課等と相談して適正に認定している。紀伊長島区の要保護、準用保護就学援助は小中学校あわせて89人、284万2,250円、特殊学級就学援助は3人、13万4,410円、海山区の要保護、準用保護就学援助は小中学校あわせて79人、165万260円、特殊学級就学援助は11人、15万700円との回答でした。

児童図書の本数は災害以前になったのかとの質問に、各学校の図書は揃ったと把握している。災害以前の状態とまではなっていないとの回答がありました。

認定第7号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、これといった質疑はございませんでした。

認定第8号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はございませんでした。

認定第9号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、高額医療費の手続きは申告漏れはないのかとの質問に、本人に通知したうえで1回目だけは役場で手続き、2回目以降はその必要がない。また資料で確認がとれるので申告漏れはないとの回答がありました。

認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑はございませんでした。

認定第11号 平成17年度海山町水道事業会計決算認定についても、質疑はございませんでした。

認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算認定については、質疑はございませんでした。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査の経過であります。

次に討論、採決の結果について申し上げます。

認定第1号 平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定については、反対討論として、平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定については不認定を求める。理由として、歳入において墓地使用料の単価を30年間条例改正せず、公平性を欠いている。歳出では環境衛生費でやすらぎ苑組合の負担金について、大紀町側が補助金を予算措置だけで行っている。これが組合が組合会計に受け入れている。これは会計規則に違反する疑いがある。よって不適切。

農林水産業費で、県営海岸環境整備事業負担金、黒浜の費用対効果が見込めず、地元漁業への悪影響も懸念される。よって無駄な支出である。

次に教育費、学校評議員の報酬が職務内容に比して高すぎる。また他の条例委員等のバランスを欠き不適切である。

以上の理由をもって、不認定を求めるとの討論がありました。

賛成討論はなく、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定については、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定について、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第8号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第11号 平成17年度海山町水道事業会計決算認定について、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、決算特別委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長

以上で決算特別委員会に付託した案件についての委員長報告を終わります。

議長

ここで暫時休憩します。

午後1時から再開いたします。

(午前 11時 45分)

議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

議長

決算特別委員会に係る案件についての質疑を行います。

認定第1号 平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定について、

まず歳入についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

次に歳出についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第2号 平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第3号 平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第4号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第5号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第6号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定について、
まず歳入についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に歳出についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第7号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第8号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質
疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第9号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を
許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第11号 平成17年度海山町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

これで決算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了しました。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

議長

日程第3 議案第41号 紀北町名誉町民条例についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第41号 紀北町名誉町民条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第4

議長

次に日程第4 議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第5

議長

次に日程第5 議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第6

議長

次に日程第6 議案第44号 紀北町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第44号 紀北町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第7

議長

次に日程第7 議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第8

議長

次に日程第8 議案第46号 紀北町地域産物展示販売施設条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第46号 紀北町地域産物展示販売施設条例の全部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第9

議長

次に日程第9 議案第47号 紀北町「道の駅」海山交流ホール条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第47号 紀北町「道の駅」海山交流ホール条例の全部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第10

議長

次に日程第10 議案第48号 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第48号 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の全部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第11

議長

次に日程第11 議案第49号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第49号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第12

議長

次に日程第12 議案第50号 紀北町きいながしま古里温泉条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第50号 紀北町きいながしま古里温泉条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第13

議長

次に日程第13 議案第51号 紀北町農村婦人の家条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第51号 紀北町農村婦人の家条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第14

議長

次に日程第14 議案第52号 紀北町赤羽生活改善センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第52号 紀北町赤羽生活改善センター条例の全部を改正する条例について、
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第15

議長

次に日程第15 議案第53号 紀北町若者センター条例の全部を改正する条例を議題といた
します。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第53号 紀北町若者センター条例の全部を改正する条例について、委員長
報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第16

議長

次に日程第16 議案第54号 紀北町古里自然休養村管理センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第54号 紀北町古里自然休養村管理センター条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第17

議長

次に日程第17 議案第55号 紀北町林業総合センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第55号 紀北町林業総合センター条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第18

議長

次に日程第18 議案第56号 紀北町木材乾燥機場条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第56号 紀北町木材乾燥機場条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第19

議長

次に日程第19 議案第57号 紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第57号 紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第20

議長

次に日程第20 議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第21

議長

次に日程第21 議案第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第22

議長

次に日程第22 議案第60号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第60号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第23

議長

次に日程第23 議案第61号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第61号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第24

議長

次に日程第24 議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

私は3月議会の一般質問でも少子化対策、子育て支援として乳幼児医療費の助成を小学校入学前まで拡充するよう求めてきました。子育て中の親にとって子供が病気になったときの精神的苦痛と経済的苦痛は大きなものです。安心して子育てができるよう、子育て中のお母さん方の願いをもって、毎年、母親大会連絡協議や新婦人の人たちと力をあわせて、三重県と交渉を重ねてきました。

今回の条例の改正により、入院にかかわる費用に限り4歳未満から小学校入学前まで助成が広がります。お母さん方の願いが一步前進します。対象者数は500名から300名増えることとなります。さらに窓口での現物給付、通院にも助成を拡充するよう求め、私の賛成討論とします。議員各位のご賛同をお願いして、討論を終わります。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第25

議長

次に日程第25 議案第63号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第63号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第26

議長

次に日程第26 議案第64号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町税条例の一部を改正する条例)についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

議案第64号 専決処分の承認を求めるについて、反対の立場から討論に参加します。

本議案は町税条例の一部を改正する条例で、地方税法の改正に伴い3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地住民税の見直しなどを行うために、専決処分とするものです。

そのなかの第34条の3は、個人住民税に含まれている町民税の税率を課税所得200万円以下現行3%を6%に、700万円以下8%を6%に、700万円以上は12%を6%に改定するものです。低所得の200万円課税世帯の税率が2倍に引き上がり、所得の高い700万円以下は4分の3に、また700万円以上はさらに2分の1に引き下げるものです。3段階に分かれていた所得の段階は平均すると4.6%でしたが、今回の改正で一律6%になります。町民の約80%にあたる低所得者世帯には増税を強いり、高所得世帯には減税となるものです。

このような税源移譲は勝ち組、負け組の社会を広げ、格差を広げるものです。地方税法改正による条例改正という側面を持っていますが、弱い者いじめで低所得者に負担を押しつける構造改革の一環である地方税改正を認めるわけにはいかず、それに伴う条例改正には賛成することはできません。町長は国に対してこのような弱い者いじめの地方税法の改正は、止めるように強く意見を述べることを求めます。

以上、私の意見を述べ、議員各位のご賛同をお願いして、反対討論を終わります。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第26 議案第64号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町税条例の一部を改正する条例)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第27

議長

次に日程第27 議案第65号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第27 議案第65号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第28

議長

次に日程第28 議案第66号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

議案第66号は、専決処分の承認を求める案件ではありますが、内容につきまして紀北町の消防団員の公務災害補償等を減額を示しております。

ご承知のように、一昨年には当町は大きな災害を受けましたし、今後も地震、津波の問題についても、あるいは水害の問題についても災害が予測されるところであります。また一方で、こうした災害時に携わる消防団員の方々もたくさんの応募がされておりますけれども、まだ十分とはいえない状況にあります。

そういった状況下にあって、国の基準が決められたとはいえ、景気の動向、あるいは情勢を勘案してのこの災害補償の減額というのは正当な理由が認められない。このように考えます。以上の理由から本件の専決処分の承認については、反対するものであります。

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第28 議案第66号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第29

議長

次に日程第29 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第29 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第30

議長

次に日程第30 議案第68号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第30 議案第68号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計補正予算（第4号））について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第31

議長

次に日程第31 議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31 議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第32

議長

次に日程第32 議案第70号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32 議案第70号 紀北町道の路線認定について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第33

議長

次に日程第33 認定第1号 平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第33 認定第1号 平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第34

議長

次に日程第34 認定第2号 平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第34 認定第2号 平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第35

議長

次に日程第35 認定第3号 平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第35 認定第3号 平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第36

議長

次に日程第36 認定第4号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第36 認定第4号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第37

議長

次に日程第37 認定第5号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第37 認定第5号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第38

議長

次に日程第38 認定第6号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第38 認定第6号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第39

議長

次に日程第39 認定第7号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第39 認定第7号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第40

議長

次に日程第40 認定第8号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第40 認定第8号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第41

議長

次に日程第41 認定第9号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第41 認定第9号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第42

議長

次に日程第42 認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第42 認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第43

議長

次に日程第43 認定第11号 平成17年度海山町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とものであります。

お諮りします。

日程第43 認定第11号 平成17年度海山町水道事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第44

議長

次に日程第44 認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするであります。

お諮りします。

日程第44 認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、この決算は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第45

議長

次に日程第45 発議第2号 庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

質疑を許します。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

質疑を2点ほど行わせていただきます。この決議案、提案の理由といたしまして、また説明のなかでも申し上げておりましたけれど、もう調査結果の報告を受けたりしたいということとございました。調査結果の報告を受けるだけであるならば、この合併前からこの協議に参加してきた今、全員31人揃っているわけですが、その場で報告を受けたりしていいのではないかという考えはなかったのかどうか、その点1つと。

もう1つは、この庁舎位置というのは本当に難航し、法定協のなかでも小委員会をつくり、また特別委員会でも時間をかけて協議されてきた問題だけにですね。この賛成者の議員の皆さんはほとんど長島の人、ほとんどといいますかすべて長島の方です。そういう意味では庁舎の位置はこれは長島に5年以内ということは決議もされており、法定協の調印式でも大変重い、町民のなかでも関心のあるものでございます。

それだけにですね、海山の議員の方にも賛同を求めなかったのかどうか、その点2点をお聞きいたします。

議長

提出者の北村博司君、登壇にて答弁を許します。

27番 北村博司議員

中津畑議員の質疑にお答え申し上げます。

まず1点目は、理事者側の調査費がすでに予算が議決されておりますけれども、その調査の報告を受けるだけなら議員全員が受ければいいのではないかという、そういう考えはなかったかということが1点だったと思いますが、私提案説明のなかで申し上げたのは、理事者側の調査結果の報告を受けると同時に、特別委員会としての独自の調査もということを上申したはずで

ですから、現状ではですね、特に本議会から付託された常任委員会があるわけではございませんし、閉会中の協議というのはできなからうと思います。全協は別でございますけれども、そういった意味で独自の調査というのが、やはり一つこの検討特別委員会が眼目になるかと思えます。多分、私の説明を一部聞き落とされたのかと思えますので、改めて申し上げます。

それから2点目はですね、提出者並びに賛成者は皆、紀伊長島区の議員ばかりではないかと、私はちょっと中津畑議員のお言葉とも思えません。これは紀北町議会としての調査をやるということでございますから、どこの区に限ってというお願いもいたしておりません。自然発生的にこういう顔ぶれになったというだけで、どちらの区云々ということは一切念頭にございませんので申し上げます。以上です。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

関連、1つ目のですね、特別委員会をつくって独自に調査をしたいということを私も聞いております。この庁舎位置についてはですね、提案者の北村議員もですね、特別委員長されていろいろ検討長島でもやりました。海山でもおそらくやったと思います。しかも法定協のなかでですね、民間の方も入っていろいろ論議された結果が今の状態、それ以上のことが調査することが、特別にあったら教えていただきたいと思えます。

それと、もう1点のこの長島区、海山区という分け方を私もするのは絶対やってはいけないと思います。しかしながら、この庁舎はこの説明のなかにも、目的のなかにもありますように、発議のなかでも合併の協定の調印のなかでもですね長島町へ、長島区の側へ移すということですから、非常にデリケートな問題だと、それだけにみんな今の現職の議員は足並みを揃えてできるだけ進む方向が必要だと、どうして審議しなければ、調査しなければならぬという項目があるなら別です。私も真っ先に賛成します。

しかし、そういうものが私は見受けられないなかでですね、やっぱりあと4ヵ月私どもの議員の任期迫ったなかでですね、果たしてそれだけの仕事ができるのかどうか、そこらへんのところを私は第一の一番言いたいことは、この今の紀北町の議会のなかで足並みを揃えてやっぱり進んでいこうと。

ですから、10月20日の発議第13号についてもですね、私自身もこれは両町の、旧両町の約束事だからということで、一生懸命いろいろお話ししましたし、討論もしました。こういう

なかでですね、本当に皆が足並み揃えていかにしていったらいいのかというところが、一番の眼目だと思います。3分の2条項もありますけど、質疑のなかでちょっと討論めいたことも言いまして申し訳ないんですが、実際にはその必要性というのは本当にあるのかどうか、再度提案者にお聞きいたします。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

再質疑にお答え申し上げます。

まずですね、調査する必要があるのか、必要はあるだろうと思います。すでにですね、発議第13号で多数によってにしても決議されたということは、議会の機関意思がすでに決定されているわけですね。5年以内に云々で。で、今年の18年度の当初予算に町側が、理事者側が調査費を計上しておりますですね、少額でありますけども、私ちょっと失念いたしておりますが、中津畑議員はこれ修正案でも出されましたか、今、調査する必要があるのかというご発言ですが。私ちょっと覚えておりませんけれども、そういう討論はなかったように思います。当初予算一般会計の当初予算に、調査費が計上されたことについてですね。ご発言があったのは記憶しておりますけども、一般質問か何かで、どなたでしたか。

ただ、中津畑議員がそういう、別な角度でね確か31番議員が発言された記憶ありますけれども、中津畑議員からはこの今何調査する必要があるんだと、こんな予算必要ないじゃないかというご意見を私、もしおっしゃっておられるのでしたら訂正していただきたいと思います。確か私記憶ありません。少なくとも議決されておるんですね、調査費が。理事者が上程した予算は議決されているんです。議会の総意で認めておるんです。それに理事者を調査する、それに対応する議会側の調査の実際に行動はどの程度するかどうかは別として、対応する組織、特別委員会を設置するのは、私はこれは当然だと思っております。

今、三重県議会でも二元代表制というものが中心の論理、町側の調査に任しておけばいいというのは、私は議会の本来住民の代表である、町長も住民の代表ですね、直接選挙を経ておるのです。議員も直接選挙経てくるから住民代表です。相手に任せておけばいいというのは、私は少なくとも責任ある議会の議員としては私はいかがかなと思います。

私もし中津畑議員が当初予算、一般会計の当初予算にも反対されていた、この部分は。修正案でも出された、動議でも出されたというのやったら私は訂正しますけれども、私にはそういう記憶ありません。調査はやろうと思えばいくらでもあると思いますよ。また前提に

なる適地の場所というのはいないんですから。時間をかけてかけ過ぎることはないと思いますよ。私は、むしろ反論になってしまいましたけれども、お答えとさせていただきます。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

3回目ですから、できるだけ簡潔に質疑をしたいと思います。

今、北村議員から私に対して一般会計の予算について賛成したか、修正動議出したか、そういう問題ではありません。そんなことについて議論をすり変えられたら私困ります。しかし、これはどういう態度であろうとも、予算は7万円少々、その調査費としてもってあるのは私も知ってます。

しかし、その範囲で行政当局が調査をし、議会に報告はあろうかと思います。それを待っているわけではありません。しかし、この合併前からずっとこの本庁の位置については海山町では海山町、長島町では長島町の場所を探してきて、合意に達してきたのがこの協定調印されたこの13号の場所というか、決定じゃないですか。このことを重くとらえてそれは調査をするのは私は絶対止めてくれとは言いません。言いませんが今この場所で本当にこういう委員会を立ち上げてですね、議会が全部揃って、ああ議会も一つなんだなという格好でのその本庁舎の選び方、場所の選定の仕方、そういうものは足並み揃えていくべきだと、それがないとどんどん溝が深まるような感じがします、私は。

そういう意味で、できたら足並みを揃えていくべきであるし、全員が説明を受けて全部が見に行くんだったらそれでもいいし、そういう立場でですね、この発議については関心を持って見ております。

そういう点でですね、再度聞きますけれど、この特別委員会の設置というのを、本当にそれ調査をせないかんです。いかんけれど実際には合併協議のときには十分話し合いもしてきたし、さりとて今すぐどこにしようかというような話にはならん、それだけにですね、私は慌てる必要がない。全部で足並みを揃えてこの場所の選定にかかろうじゃないかというのが今のスタンスだと思うんです。そういう点で再度提案者の意見を聞きたい。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

明らかにですね、もうすでに討論に入っておられますね。ですから私はこれ以上、私は反

論になってしまいますから、討論ですから、これは質疑、つまりこの提案について、例えばですね、提出の理由であるとか、設置の根拠であるとか、目的がどうか、委員の定数が多いとか少ないとかいう質疑をお願いいたしたいと思います。

私の個人的な意見をお聞きになっておられる。あえて討論を私に仕掛けておられますが、お答えすると反論になりますので、以上で差し控えさせていただきます。

議長

12番 浅川研君。

12番 浅川研議員

1点ほど質疑をいたします。

先ほどですね、この適地がないとおっしゃられましたけれども、これは適地というのはですね、お互い合併協議会、そしてお互いの議員懇談会でその適当な適地、特定される適地が表示されたから今回5年以内にその適地に定めるということを決めたわけでありまして。

そのことはこの提出者のですね、当時合併協議会深くかかわって中心的な役割で議論したはずでありますから、重々承知であると思います。私は1つ質疑をしたいのはですね、その適地は今施設としてまだ十分機能を果たしておるのに、その適地に調査を踏み込んだり、いろいろな形ですることは時期尚早ではないのかな。もう少し時間を待ってからいろいろ準備がされてからその適地を調査したり検討したり、その広さとかどこがどうか、そういう考えであります。

だから、その点についてその適地に対してですね、もう準備段階に入っておられるのか、いろいろ教育委員会とか協議をされておられるのか、今後そういうことも含めてそこを調査していくのか、そのへんお聞きしたいと思います。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

浅川議員にお答えいたします。

何をどういう部分を調査するのかということはですね、委員が選任、選出されて、どなたが委員になられて委員長がどなたを選出されて、少なくとも委員長の委員会運営の指揮に基づいてある程度はやっていくことだろうと思うんです。本会議から当然付託する部分はありますけれども、何を調査するんだというのを提案者としてはお答えするのは行き過ぎではないかと、私はこの機会に理事者側が調査費を少額といえども計上して、どんな形で操作して

いるのか、それは町長部局でやっているのか、教育委員会でやっているのか、私はつまびらかではないですけども、少なくともその対応する受皿を立ち上げておくのがですね、議会側の誠意ではないかと、で、皆さんの真摯なるご審議をお願いしているわけでございまして、そこで何をやるんだということは、提案者が申し上げることではないと思います。

それは特別委員会の委員で、皆さんで民主的に進められることであろうと思います。私が申し上げておるのは提案理由で説明しましたように、理事者側が予算をもうすでに計上している、あるいは議会の決議もある、それを踏まえて調査検討する機関を委員会ですね、特別委員会を立ち上げてはどうかというご提案を申し上げている、手続き的にしているということでございます。

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

いやそういうことではない。今現在その施設を利用している生徒、そういう子供たちですね、いろんな影響が出ないか、時期尚早ではないかということを、お宅は提出者ですから、それに何ら影響がないと思うんだったらそのことを答えていただければいいんであって、私は自分の考えでもってですね、これ時期尚早ではないか、そこはもっと熟してから調査をしたほうがいいんじゃないんですかということをお聞きしておるのです。そのことに答えていただければいいの。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

谷節夫君。

31番 谷節夫議員

この発議に対して今、浅川研議員のその発言のなかで、庁舎の位置を定めてあると私は聞き取ったんですけども、このことについて。

議長

谷節夫君、それは議事進行ではないです。

31番 谷節夫議員

答弁に答えられないから。

議長

発言中止してください。

提出者 北村博司君、答弁お願いします。

27番 北村博司議員

再質疑にお答え申し上げます。

今、機能を果たしている施設云々ということ、私はちょっとよくわからないんですけども、だれですか今、不規則発言ですからお答えする必要はないと思いますが、なぜそんなに合併協定の重要項目であり、議会の決議があって調査検討する機関をすることが時期尚早なんですか。すでにもう3月の議会で議決されておるんですね。

なぜでしょうか。私はそのへんがむしろ理解に苦しみます。受皿情報、理事者はどの程度情報収集やっておるのか私は全然知りませんが、それを報告を受ける、あるいは独自に、私は個人的には情報収集はやっておりますけれども、それは個人でありまして、機関ではないですね。皆さんもそれぞれに個人的に情報収集やられると思うんですよ。それが公式機関としてなぜ立ち上げられないのか。なぜ今が時期尚早なんか、私は理解できません。お答えにならなしたら申し訳ございません。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

ご質問いたします。庁舎位置のこともそうですし、調査、どういうものをつくるか、どうするかということ自体をですね、検討する必要は十二分にあるとは思いますが、提案説明のなか、今そうして話のなかです、情報を得るため、また本年度に調査費があるという説明を受けました。本年度予算がですね、本庁舎移転推進事業7万6,000円という少額であります。

それでまた、私も執行部に進行具合をですね、確認しました。これから情報を得ていくという、そのような状態です。今、議員がですね受皿を立ち上げておく必要があると、そういうふうにおっしゃったんですが、基本的にはですね、4ヵ月で消滅する特別委員会になります。執行部の案のようなこのような状態です、受皿を立ち上げるその特別委員会を立ち上げる、そのようななかで執行部も何も受皿といっても執行部自体が案も情報もないような時期に立ち上げて、その議論ができるのかどうか、お答え願います。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

尾上議員にお答えいたします。

時期尚早であるかないかというのは。

8番 尾上壽一議員

尚早とは言ってないです。

27番 北村博司議員

言ってないですね。何があるのかと、どういう議論をするのかと、だから大変合併協定並びに決議案ではですね、抽象的な表現でかなり条件化されておりますですね、それが現実になんなんだということをじっくり紀北町として、1つの町として1つの議会として議論をするのも、また私は十分意義のあることではないかと思えます。

何が意味があるのかといわれたら、それはそこへ参加される特別委員の、委員の皆さんのご意思だろうと思えますね。お答えになりませんか。

8番 尾上壽一議員

良かったらいいです。あなたの答弁をお好きなように言っていただいたら。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

私、紀北町として、議員、議会としてですね、もちろんこれは討論するのは必要あると思います、これは。しかし私はね、今さっき言ったように4ヵ月余りで消滅する特別委員会なんです。私の基本的な観念のなかでは特別委員会を設置するには、それなりの意味理由、タイミングというものが必要だと思います。ですからこの4ヵ月間ということですね、そのタイミングなのかと、あと残り4ヵ月のなかでねこの特別委員会を設置することが。

ですから、議員が設置するタイミングとして今なのかということをご質問します。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

お答えいたします。私はタイミングだと存じております。

8番 尾上壽一議員

はい、わかりました。

議長

塩崎悦万君。

25番 塩崎悦万議員

塩崎悦万です。ちょっとお聞きしたいんですけどもね。その合併するときには、今度はその特別委員会つくって調査の検討するとき、一体どこへ向いて長島建てるかという調査するのか、なぜそれじゃ今まで暗黙の了解でいたものが、なぜ名前出せなかったのかということをお聞きしたいんですけどもね。その名前出すと、今混乱を起こすからという意味で僕は受け取って暗黙の了解として出さなんだと思うんですね。

それが、今ここで委員会つくってそれを正式に今度は発表して、先ほど言われたように時期尚早ではないかということ、僕らも思うんですね。今仮にそれを名前出してはっきりしないと、調査しようがないと思うんです。目的、ただどこへ建てるんかというのならまた別ですけど、そういう理由があってその名前出せないというのは、僕らには海山の者にとってははっきりと納得できないんですね。正式に出してこれからそういうね利用価値とか、そういうものを検討するというのなら、まだ理解もできますが、それは名前出してもうたら困るというその理由がある限り、今仮に出してですね、調査したところが大混乱起こすという恐れがあって出さなかったんやないかなという、今までは解釈してきたんですけど、どうですか、その点。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

塩崎議員にお答えいたします。

暗黙の了解というお言葉使いました。確かにそういうものはあるように思います。

が、その名前を今出すとか出さんとかという議論とは、私ちょっと違うような気がします。特別委員会が出たから候補地が名前が決め込むとか、名前が出てくるとかという話は、お気持ちはよく理解できます。塩崎議員の発言の根底にあるお気持ちはよく理解できます。これは私がお提案申し上げて6人の方ですか、賛同いただいてお提案申し上げているのは、合併協定並びに発議第13号の決議を踏まえて、理事者側の調査予算、調査費に対応する機関を立ち上げてはどうかというご提案でございまして、それで私がかほど議論が白熱するような性質と私は存じておりませんでしたけれども、あくまでもこれは私ども今ご提案申し上げた2、4、6、7人が、議員固有の権利であります発議権に基づいてご提案申し上げているわけで、意見、見解の違いは私はこれはある方もいらっしゃる。これは当然だろうと思いますし、やむを得ないことだと存じております。お気持ちは大変よく理解できます。

以上です。

議長

塩崎議員よろしいですか。

25番 塩崎悦万議員

はい。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

前者のを答えたといわれるかもわかりませんが、端的に1点お伺いたします。

私たちの在任期間は11月30日でですね、もう先般、選挙の委員も投票の日も決まっておりますが、なぜ今この先ほどタイミングというお答えが他の議員のなか、質問に対してのお答えがありましたか、なぜこの時期に議会始まって発議されたのか、なぜ今の時期なのかということを端的にお答えください。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

近澤議員にお答えいたします。

なぜ今か、3月の当初予算のなかに調査費が計上されましたから、今なんです。私は正直申し上げて当初予算、一般会計のなかに調査費が計上されるというのは予測しておりませんでした。予算書が配布されて正直行ってびっくりしたぐらいで、アッこれは町がそういうふうに積極的に調査を開始するんなら、議会としての対応も必要だなということでタイミングだと申し上げております。3月に予算が議決されたから6月、これがタイミングだと申し上げているんです。以上です。

18番 近澤チヅル議員

わかりました。

議長

濱田武次君。

13番 濱田武次議員

今回の庁舎位置調査検討特別委員会の設置について、上記の上程に時期尚早であるという意見を述べます。

合併して8ヵ月を経過しましたが、この

議長

濱田議員質疑ですので、提出者に関する質疑ですので、討論はあとでしてください。

質疑は許可しますが、討論はまだあとの機会に討論があります。

13番 濱田武次議員

あっそうですか、反対討論をします。

議長

あとの機会に討論あります。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がなければ、討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

濱田武次君。壇上でお願いします。

13番 濱田武次議員

反対討論をさせていただきます。

今回の庁舎設置調査検討委員会の設置について、

上記の上程に時期尚早であるという意見を述べます。

合併して8ヵ月を経過しましたが、今、別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出されておりますが、この内容について提出者である北村議員が合併委員であり、一番に内容について熟知しておるところであります。旧長島町から、議長から合併の申入書も受けております。

また、委員長である北村委員からも中間報告が出されております。海山区において受理いたしておりますが、合併について千数百のすり合わせは大体終わり、議事録を見ても難しいこと、円満な合併の協議に調印にこぎ着けたのであります。この度の本庁の設置についてはいろいろ問題がありました。破談になるような結果になるのではないかと思ったぐらいでありましたが、海山区において幾度となく全員協議会を開き、最悪の事態にならないよう町長、議長をお願いしたわけでございます。

このような慎重な判断のもと、誤りのない配慮をお願いしたいと思っております。今6月議会において町長からも財政的な破綻寸前ということが言われております。いつ再建団体に

なりかねない状態であります。より以上努力が必要といわれております。町長所信表明に寒紅梅厳しい冬の寒さに耐えて、春にあの紅梅が梅の花が咲くと、このような辛抱強い決意がなされております。紀北町も今財政は厳しいが、ここ4、5年には寒紅梅のように子や孫のために、良いまちづくりができるよう評価されたいものです。

また、町民からも支援を受けて、当町のこの庁舎の位置も決定することが望ましいと思います。今、庁舎の設置委員会の英知判断をお願いして、私が反対討論をいたします。

議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

谷節夫君。

31番 谷節夫議員

発議第2号 庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関する決議について、賛成討論をいたします。

まず私は、議員の皆様には賛成議員として、検討委員会の立ち上げの賛成議員として是非ご理解していただきたいのは、私はなぜ賛成したかといいますと、実は今も質疑、そして答弁でありましたように、3月の議会に7万4,000円の調査費を付けた。このことについて私は非常に重い予算だと町長にお礼を申し上げました。

そしてそのなかで、今、わずか8ヵ月といってもかなりその組織、機構その問題でいろいろ町民の方にもいわれ、便利、不便さもいわれております。そうしたなかで私はこの重い調査費と同時に、機構をどうすればいいんかという質問も同時にさせていただきました。そしてそれは私の意見は通ったかどうかわかりませんが、町長自身もやはり本庁の海山本庁庁舎においては、各課のワンホールをやっぱり考えているとおっしゃいました。

そして私はこの6月議会に各課を回った時点で、やはりワンホールにしてその機構を整えつつあると私は認識しております。そしてもちろん町民の皆様にも聞くと、何を尋ねてきてもさああっちへ走り、こっちへ走らなくても、やはり1つの課が庁舎と支所がワンホールにあるということは非常に便利である。また、その職員の動きのなかでも仮に支所と本庁があっても非常に動きやすいという、これはいわなくとも私ははたで見ている、ああ良かったなと思うております。

ですから、私は今議長に議事進行と言って皆にガヤガヤと言われましたけども、実は私はまだ位置が決まっていない。ただ適地に定める、5年以内にといいことなんですね。それで私はもう1つ問題になっているタイミングと、私たちの任期はあと4ヵ月しかないという間

題に、これに私は重く見たわけなんです。ということは私は在任特例を1年延ばしたということの重要さも私は思っているわけなんです。

それはなぜかといいますと、私は基本的に在任期間を設けずに、選挙の費用もいろいろあるから、もう同時に選挙をし直そうじゃないかと、こう私は提案した1人です、合併委員会。ところが議員のほとんどの皆様が、やはり町長が新しく変わるから、議員だけでもこれはそうじゃないという人があればごめんなさい。私はそう認識しているんです。やっぱりこの31人の議員が残って、重要課題、すなわち庁舎の位置、それから議員にとってはやはりこの構造改革をやる議員の定数の問題、抱えてやっぱりこの残った議員できっちりと議論して道をつけておきたいというのが、私は議員のこの初年度の紀北町の議員の責務だと私は思ったわけなんです。

ですから、これはタイミングとして、これは絶対正しいタイミングだと思っています。ですから本当に私たちは真剣に、今住民がやっている一体調査はどうなるんだ、今の本庁支所方式でいいのかということ、これは4ヵ月しかない議員生命のなかで、私は議員としての役割をきっちりとつけておくのが、今回、平成合併で紀伊長島区と海山区が合併した重要課題であると私は思って賛成いたしましたのであります。

どうか議員の皆様、私は賛成討論をいたしましたうえに、皆様ご理解願って、やはりこれは重みのある検討委員会だと思って、そこにこの31人がこぞって参加しよう、そして議論しようという夢というか、紀北町の本当のまちづくりをするための、これは検討委員会でもあるというご理解を願ってご賛成をしていただきたいと思います。こう願って賛成討論を終わります。

以上です。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

浅川研君。

12番 浅川研議員

発議第2号 庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関する決議について、反対の立場で討論いたします。

私はですね、ここに合併協議会だより、合併協議会が最初開かれましてから、この塩谷会長さん、それで副会長に奥山始郎さんという形で載っておる第1号から最後まで今揃えて持ってきております。

この新庁舎の事務所の位置については、この第14回合併協議会で決議、確認されております。

す。まずもって最初に申し述べておきますけれども、旧両町が、また旧両町の議会、そして合併協議会、全町民の代表によって形成された協議会はですね、それで決定された事柄、いわば合併の御誓文だと思っております。お互いの新町に向けて建設していくための一つの憲法であります。これは掟であります。そのへんをしっかりと把握していただきたい。

もう皆さんもその当時、ここに先ほどの何か誤解、勘違いしておられるような討論だったと思うんですけども、それは新たなもう一度31人で議論して決めていくようなことをいわれたんじゃないかな。ちょっと理解に苦しむんですけども、そういう形ですね、新町の事務所の位置についてはこの4ヵ所の候補地に対して優先順位をつけて第7回にですね、最終的に2つに絞って、それがもう平行線をたどったわけですよ。どうしても合併が成就できないという形にまでもう破綻しかけて、先ほど濱田武次議員が述べられたとおり。

そこでですね、1つの調整案が出されまして、それはもう集約した提案として新庁舎の位置はですね、今のこの相賀の庁舎に置くと、そしてその5年以内に長島の適地に定めるといふ、その適地というのは漠然としている場所ではありません。最初はですね、いろんな適地を紀伊長島町、旧長島も海山もですね、それぞれの適地を出してきました。その適地がことごとく適地でないという判断をされたわけです。

ですから、新たな場所を特定していく、提案していただきました。それは——の場所です。それは皆さん記憶に新しいところでしょう。だからその適地を今調査するというような決議文は時期尚早ではないのか、しっかりと——が廃校になるという、本来は高校をですね、盛り立ててこれを存続していきたいという考え方のもとにですね、あるわけでしょう。その反面ですね、場所はもう今度新庁舎の位置は、確かに私どももそういうこといろいろ皆悩んだわけなんです。

やはり発展性、利便性というところ、これから新しいまちづくりに関した場所といたら、お金もかからないし、あの場所がいいんじゃないかということで、お互いに合意してそしてその推移を見て、今、高校の推移を見て、そして5年以内に、もしですね、これは最初の決定ですよ。もし5年経ってそういう形で、また生徒がたくさん集まってきたときにはいろいろ検討せざるを得ないなという考えは持っておりますよ。だけど当初はもう調整案としてそれを出したんですよ。そこを忘れてもらっちゃ困る。

先ほど言われたように場所が決まっていなかったか、また合意、約束した適地以外の場所をですね、示しているというような考え方であるのであれば、もうこれは掟やぶりです、実際。そのようなことになるのであれば、最初5年以内に定めるということもですね、もう反故に

しなければならぬような状態になってくると思うんです。だからここは円満にもう先ほど質疑のなかにあったように、残り4ヵ月、また22人になってからいろいろ考えたりとかということもできると思うんだけど、新たな適地をとすることは、これは今の時点ではありませんし、またその特定の箇所を準備もまだできてないときにですね、調査立ち入りしたりすること自体には反対したいと思います。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

今の発言のなかです、固有名詞の高校の名前が出ておりますけれど、これはやっぱり議事録から削除してもらわないと、今在校生もおるし、父兄の方もまたOBの方もたくさんおられます。そういうところに対して随分大きな影響を与えるということから、固有名詞だけは削除していただくよう、議長のほうからお取り計らいをお願いできませんか。

議長

動議において賛成者がいない場合は、これは認められませんので。

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

議事進行の動議で賛成者がいないと、動議が認められませんので。

先ほどの、だれも同意者がいないので、私がこう今答えたんですけどもさね、かなり時間もありまして、発言しても同意者がおりませんでした。同意者がおりませんでしたので。

議長

ここで暫時休憩します。

10分間だけ休憩します。

(午後 2時 30分)

議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 2時 40分)

議長

浅川議員から意見を求めます。

浅川議員。

12番 浅川研議員

先ほどの発言のなかでですね、反対討論のなかで固有名詞の部分ですね、いろいろまだ現在の生徒に影響あると思います。その部分については私も望んではおりません。できることならば円満ですね、地域が発展することを望んでおる1人でございますので、その部分不適切と思えれば、固有名詞の部分は削除していただきたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

先ほど浅川議員から出ました今の固有名詞の発言、及びテレビ放送のその部分だけのカットも同時にちょっと取り消していただくことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、その部分だけ議事録から削除、また放映からカットさせていただきます。ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

発議第2号について反対討論をいたします。

紀伊長島区の7名の議員により提案されました庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関す

る決議についてはですね、現在、まだ合併してですね、まだ8ヵ月より経っていないこの時期でありますので反対をいたします。

合併協定によって、合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島区内の国道42号沿線で、防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定めると協定が交わされてはおりますが、まだ合併してですね、1年も経たないわずか8ヵ月のですね、この時期に、しかも議員の任期はですね、合併特例法に基づいて在任特例の適用を受けたですね、本年11月末までの任期であります。この時期にですね、このような決議が提案されることはですね、両区の早期の一体化に支障を来すことが十分懸念されますので、この時期でのですね、特別委員会の設置はですね、時期尚早と考えますので、反対し討論といたします。以上でございます。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りします。

北村博司君ほか6人から提出されました、「庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関する決議」のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

(挙 手 少 数)

議長

挙手少数です。

よって、北村博司君ほか6人から提出の、「庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関する決議」は否決されました。

日程第46

議長

次に、日程第46 発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

質疑を許します。

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

議員定数検討特別委員会について質疑をさせていただきます。

まず、提出者の北村議員についてお聞きしたいと思います。北村議員は旧町ですね町政会議、合併特別委員会、法定協に参加し、決定されたなかに入っておられました。あなた議員として自ら参加した各場面で決定され、最終的に議会議決したその団体意思、民主主義の原則についてどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

議長

提出者 北村博司君、登壇にて答弁をお願いいたします。

27番 北村博司議員

尾上議員の質疑にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり旧町の紀伊長島町議会の合併特別委員会の責任者でございましたし、法定協の委員でもございます。十分、旧町議会同士の協議で22という定数が決定したことは十分承知いたしております。

今回、私は定数検討特別委員会の設置に関する決議をほかの3議員の方と一緒に提案させていただきましたのは、合併協議の協定の重さ、そして住民に向けて説明してきたそういうものの重みは十分承知いたしております。

さりながら合併時点での町民に対するお約束というのは、実は多く結果的に守られていないものがたくさんございます。例えばですね、昨日の一般質問でも複数の議員からご指摘なされたように、新町建設計画がほとんど手が付けられないような状態であると、あるいは合併推進の大きな柱でございましたその議員は飴と表現されましたけれども、これは偽物の飴だったのではないかと、こういう指摘がございました。少なくとも旧両町において町民に対してたくさんお約束したなかの柱の1つです。あるいは財政シミュレーションのなかで、これは町民のなかには旧長島町においては住民投票を実施しましたから、そのための住民説明のなかで、向こう10年間の財政シミュレーションを示して95億円は割らないと、住民サービスは絶対低下させないと、90数億円から100億円前後の予算編成。

議長

北村議員、本質のほうで、簡潔に。

27番 北村博司議員

そういった現実にはそれは実行されておられません。

一方で、この新町になってから行財政改革推進委員会が開かれまして8人の方、紀伊長島区から4人、海山区から4人の方で構成される、このなかには合併協議会の委員だった方も入っておられます。そこから町長宛てに出た答申書、4月18日付ですけれども、このなかに町議会については人口減少時代の到来の厳しい財政状況のなか、近隣市町の議会議員定数に鑑み、議会自ら定数見直しの議論を行っていただきたい。議論をしてほしいという住民代表の答申が町長宛てに出されているんです。

私は、一方で現在今度の改選議席22という決定をいたした責任者の1人です。一方で住民の代表から紀北町の住民代表の方々から、議会自身で見直しの議論をしてほしいと、こういうご提案があるのですから、これを真摯に受けとめてですね、是非私どもの決定した決定は決定として、それに住民代表の方々に構成される委員会は、いやそれは我々としてはもう一つ納得できないというところで、この答申書出ているわけですから、一旦やっぱり真摯に受けとめて我々が22人という改選定数を決めたのが、現時点で適正なのかどうかという検証を私はしてはどうかという、ご提案を申し上げておって、自分は22人を決めた1人であるという責任とちょっとさておいて、住民代表のご意見ですから、これは町長が任命した方々から見直したらどうだというご意見を真摯に受けとめておる。一つ見なす機会を持つてはないかという提案でございます。以上です。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

私が質問したこと以上に、どんどんどんどん先に答えていただいたんでね。私は団体意思の決定ですよ。そこのところをどういうふうに、あなたご自身が思ってみえるのかということを知りたかった。決定は決定としてということではなしに、議決というものはね議会の権限のなかで最も本質基本的なものだということは、ご承知のことだと思うんですが、こういうものが要するにいくつもの段階を経て議論をされてきて決定されてきた。だからそのときにその団体意思の重みというものをどうするかと、決まったことは決まったことやということではなしに、あなたご自身がどういうふうにとらえるのか、その決議とかね、決まってきたこと、そういうことを問うただけで、あとの余分なのは私一切問うてないんです。

検討委員会は検討するのがいいのか悪いとか、そういうことは一切問うてないことですから、私がそういうことを言えば、賛成討論、反対討論的なことになりますから、そういうこ

とは一切問うてないので、そのへん誤解しないでくださいね。

それで執行部においてもね、いろいろともうできないこともありますけど、一応そういう合併協議されたことについてはね、やろうとしてやっているわけなんです。議会においても決定したことです。ですからまず実行すべきではないかということについてね、どういうお考え持っておるか。

私は賛成とか反対とか、設置すべき、すべきじゃないということを問うておるわけじゃないんですよ。

議長

北村博司君、質問以外には簡潔にご答弁願います。

27番 北村博司議員

申し訳ございません。決定したことは議会制民主主義のなかで、あるいは改めて議決が、違う議決がないとですね、議会制度のなかでは取り消しというのは、会議が終わったら取り消しというのはあり得ませんから、その22人という定数の、あるいは例えばですよ。今考えたらちょっと多かったかなと思っても取り消しというのはできませんから、私はだからそういう提案をしておるのではないんです。

22人、現在の定数は法のもとで決定しているということを前提にして、しかし住民の意見を、意思を無視するわけにはいきませんから真摯に受けとめて、皆さんで議論していただいたらどうかと、そういうことです。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

あのね団体意思というのを十二分にわかってみえるんということなんで、私もねその検討する委員を特別委員会をつくりたいということなんですけども、検討するだけなのかという、結局ね、もうあと選挙まで4ヵ月しかない。もう22名のなか、もう候補者が実際選挙活動してます。そのなかで検討してね、その11月の5日の選挙、本当に検討するだけであれば結論が出せるのか出せんのかね。議決するには9月ですよ、臨時議会とかそういうものない限り、9月の議決ということにおいて、その後、短い期間でその議員定数というような大変大きなことを検討でき、結論出せるのかということについていかがですか。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

私の経験から申し上げますとですね、旧町で私は3回にわたって議員定数の削減の提案者になってまいりました。期間は問題ではございません。かつてですよ。今回は議論したらどうかと、これは直接のご質問と関係ありませんけども、私は期間は問題ではないと考えます。極端に言えば今日特別委員会設置されて、引き続いて開かれて議決することだってあり得るわけです。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

24番、提出者に質問をいたします。

先般、説明のなかでですね、この行政改革推進委員会の答申書、これは手元になかったものですから、あとで配ってくれて早速配っていただいてありがとうございました。このなかの終わりのほうにですね、人口減少時代云々ということで書かれております。中身も精読させていただきましたけれど、これはコスト削減や行財政改革、当然この諮問の町長から諮問した部分についてはきちっと報告されております。この初めと終わりにというのはやっぱり行革審の感想的なあれだと思います。正式な町長からの答申では決してないし、行政に対する本論としての提案ではないということを考えると、この引き合いに出されるのはいかなものかということが1つあります。

それと先ほどからもいわれていますが、減数の提案ではないんだと説明もされましたし、今もいっておりますけれど、では何なんだということになるんですが、現状維持のこの決められている、法定協に決められた22人でどうだと、またもう1つ増やしたらいいんだとか、そういう話でもなさそうだし、ただ検証するんだというだけで方向が何も目的が見えてこない。そういうふうを感じるんですが、提案者としてもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

お答えいたします。議長から簡潔にというふうにご注意たびたび受けておりますので、できるだけ簡潔にお答えいたしたいと思いますが、詳しくといわれてもですね、私は行財政改

革推進委員会から町民を代表する8人の方々から町長宛てに答申が出されて、しかも同じ趣旨のものが平成15年にも旧紀伊長島町で出されております。これは二度目です。ですからこれはなみなみならぬ強い意思をもって行革委員会が出された。我々は手続き的にも法的にもすでに22人というのを決定している。

ですから前者はあんたも責任あるやないかと、おっしゃるとおりです。ですからそのうえで無理なことはわかっています法的に。私個人の責任の問題も当然あるわけですから、あんたが決めたのがいわばちょっとどうなんだと、私も1人して加わった議決にという意味で、ですから見直しの論議をしたらどうかということにとどまるわけです。ご理解ください。

簡潔にお答えいたします。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

もう最後に絞って1点だけお聞きします。

法定協のなかでですね、決められたのはもう北村議員は、長島の特別委員長でもあったし、これは先ほどもいわれておりましたが、法定協の委員でもあった。その法定協のなかにはですね、民間の代表も両町から代表として出されていた。決して議員と行政当局でこの議員定数22というのは決めたわけではない。法定協のなかでは議会から両町の議会からいろいろ幅の多い15やら、24といろいろなことがあって黒板に書いてですね、一人ひとりの14名がいい、何人やとか、20名がいいというのは何人やとか、そういう苦労しながら多くの時間をかけながら、最終的には法定協のなかで民間の委員の人も入って22と決められたのでですね、その人たちに対するやっぱり責任というのですか、決めた責任というのがあると、もう決められたんですからそれを守っていくというのが筋ではないかと、それは民間の人からこうやってして定数を見直してほしいというのが出てきたら別ですよ。

しかし、僕はこの決めた、自分たちがこういう問題を出すというのはどうしても理解できないところなんです、答弁お願いします。簡潔で結構です。

議長

提出者 北村博司君。

27番 北村博司議員

再度お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、この答申した行革推進委員会のなかに、法定協の民間委員

の方が含まれております。だから22人と定数を決めた方を含んだ8人の方から見直してくれという、見直しの議論をしてほしいと、見直してくれといういい方ではないですね。見直しの議論をしていただきたいという、このなかに民間、おわかりになるでしょう、私が名指ししなくても、このなかに含まれております。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を打ち切ります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

12番 浅川研君。

12番 浅川研議員

発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について、反対の立場で討論いたします。

まずですね、先ほど提出者から質疑に対する説明のなかに、この紀北町行財政改革推進委員会の答申書なるものを示されました。私もこれ目を通しました。この終わりにですね、議会自ら定数見直しの議論を行っていただきたい。確かにこれ載っております。

これはですね、提出者が説明した紀北町議会の定数に対する調査検討は、現時点で考えるということに、現時点で議会自ら定数を見直して行いなさいということはどこにも書いておりません。これ当然ですよ。今の時点で先ほど質疑のなかにありましたように、今6月、6、7、8これちょっと。

それとですね、先ほどの発議でも申し上げたんですが、これ合併協議会の第7回協議会ですね、協議第6号継続審議になっておりました議員定数の問題が、旧両町議会で話し合われて定数は24名以下とするということでおおむね合意されて、最終的にですね、2町の議会の代表から次のとおり議会での協議報告があり、報告のとおり確認されましたというのが①番、新町の議会議員の定数については22人とすると、それに深くかかわっておられた方が提出をしてきてですね、提出を現時点でまた見直せと言われると、これも理解に苦しみます。

旧町議会合併協議会でね、もう議論を尽くされたにもかかわらず、また出してくると、私もですね、この22人という定数は永遠に22人でベストだなとは思っておりません。しかしな

から、合併協議会両町議会で22人という定数が決定された現時点ではですね、まず22人の議会編成がなされてから、22人でもってですね、この定数見直しを行っていくのが、今の時点での最良の判断ではないかと、そのように思います。

よって、発議第3号は反対いたします。

議長

賛成討論される方はございませんか。

10番 橋本雄固君。

10番 橋本雄固議員

発議第3号に関しまして、賛成討論をいたします。

早くから各市町村で取り上げられており、その改善策が試されているのが現状かと思えます。人口1万から2万人未満の法定議員定数は22人であるが、合併時の議会において22人と議決された、決定したが、本日はからずも北村議員の提案を変えるに至るものであると私個人として思うものであります。

確かに合併時の議会において、22人という数字は賛成多数で議決されたが、時はいつも動いており、今回紀北町行政改革推進委員会が大綱の基本要綱の1つとして、議会議員の定数についても触れている。しかし、議員定数については行政部局に関する内容ではないといいいながら、人口減少時代の到来による厳しい財政状況のなか、近隣市町村の議員定数も参考に、議会自ら定数の見直しを議論してもらいたいと要望されている。これは少なくとも地域住民の意向決定から出てきたものであると、真摯に受け止めるべきである。

行革委員がいわれているように、議会のことは議会で決めるべきだと思います。私は紀北町の財政の状況は議会の先生方が十分ご承知のことであり、地方交付税の削減、町民税等の減収による財源規模が少なくなっている。だからといって住民へのサービスを怠ったり、低下があってはならない。議員として考えなくてはならないときに良い時期にきているのではないかと思います。

以上により、発議第3号を賛成いたします。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について、反対の立場から討論

をいたします。

元来、この議員定数というのは住民が主人公のこの自治体であって、議員を削減するという問題、これは住民自身の喉元を絞めるに等しい住民の自治に逆行するものだと思います。そこで紀北町の議員定数については、繰り返し意見が出されておりますように、合併協議のなかで十分な協議が行われ、行政や議会、そして住民代表によって決定されました。この合併という歴史的にも大きな変化をもたらしたこの町のなかで、この22名が必要な定数というふうに判断されたものだと思います。

自治法によりまして、すでに皆さんもご案内のように人口の規模に応じた適正な定数というのが定められておりますけれども、この紀北町の現在の議員定数、今、選挙が行われようとしているこの22名の法定定数はですね、この法定内の範囲でありまして、十分適正なものだと判断されます。そして11月には選挙が行われると、こういう運びになっております。

行政改革は本来無駄を排すことが非常に中心的な使命なんですか、ここでこそ議会がその役割を果たすことが重要だと私は考えます。チェック機能を低下させてしまうということは、住民にとっても決してプラスではない。合併が進んでですね、合併によって過疎化が進んでいこうとしております。こういう状況のなかでさらに議員定数を減らせば、地域住民はますます見捨てられていくことにならないか、このことを心配するものであります。政治が何のために、だれのためにあるのかということを考えてときに、議員減数によってですね、本当に住民の声の代弁者が封殺されてしまって、住民自治に逆行する形になるのは避けるべきだというふうなのが、私の考えであります。

すでに選挙日程も発表されておまして、紀北町にとって初めての議員選挙が目前にしている今の段階で、こうした特別委員会を設置し、見直しを図る、こういう提案には道理がないということを強く強調しまして反対するものであります。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

野呂健博君。

28番 野呂健博議員

発議第3号につきまして、賛成討論をさせていただきます。

議員定数22人は、議員が賛成多数で決めて合併法定協でこれが承認されて決まったものがあります。その時点では人口2万人を超えておりました。ところが同年の、去年ですけれども、11月ですか、国勢調査の結果、人口は2万人を切ってしまったわけでございます。2万

人未満は法的的には議員定数が22名までいいわけでございますけども、財政危機にある現況と住民感情も踏まえ、また他の自治体との比較などからも果して22人は適正かどうか、議員が自主的に検証していく必要があると思います。よって定数検討委員会を設置することに賛成します。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

塩崎悦万君。

25番 塩崎悦万議員

この22人というのは我々ここにおる議員が決めておきながら、その答申受けて検討するにしてもですね、考えを述べるわけにはいかない、はっきりいえば。内輪ですのならいいですけどもね、個人的には。でも議会で正式に決められない限り、今度22人のメンバーで4年先にしか変えられないんですから、4年間あるんですから、その新しくできた議員にね、どうするか定数を、改めて答申してもらいたいと思う。今の我々の議員はどうかのこの、決めた人間がまた引っ繰り返すわけにいかんのですから、そういうことで反対します。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

谷節夫君。

31番 谷節夫議員

発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について、賛成討論いたします。

私は賛成議員ではありませんが、非常に重い発議であります。この発議が出されてから自分なりに、なぜ今検討委員会をつくらなければいけないかと、本当に悩まされました。結果ですね、私は法定協議会、あるいは旧紀伊長島町で特別委員会、すべてこの平成17年の10月に紀北町、新しいまち紀北町の立ち上げの合併委員会、今になって、私はこの合併委員会は協定書はつくられて守っていかなければいけないけど、その協定書も悪いところは、気がついたところ、悪いところというより改革していくところは、やはり改革していかなければいけないという、私はその重みを持っていると思います、協定書には。協定書のとおり進んでいって、新しい町をつくるという考え方には私は賛同できないのであります。

ですから、私はこの18年のこの11月5日に定められた町会議員選挙までにですね、やはり合併の第1回目の議員としての役割を果たすためには、やはり合併協議会で合併した日から、その新しい議員としてのなかで、果して今現在いる22人の議員数が適正であるかどうかとい

うこともあわせて考えました。そのなかで私は今いろいろと議論されたり、反対討論されておるなかで、行革推進委員会の議会に対してのご意見もありましたが、私はそうじゃなくってその外圧に、外圧といういい方は悪いです。訂正いたします。紀北町住民からはいろいろの会からですね、いろいろとやっぱり行革の一番推進していく元になるのは、「皆さん町会議員、谷節夫さんあなたではないですか」といわれることをよく言われます。

ということは、私はやはりそのことは胸を張ってですね、やはりこれは人数を減らすとか増やすとかという前に、果してこの22人が適切であるかどうかという検討委員会を立ち上げるということに対しては、十分意義があると思って賛成をいたします。以上です。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

発議第3号につきまして、賛成者の1人として賛成討論をいたします。

先ほど来、提出者の質疑に対する回答、それから賛成討論のなかの文言とかなり重複する部分がございますが、ご了承いただきたいと思います。

合併協定書の合意事項は、忠実に履行をするのが基本であります。しかし、時の経過により私たちの紀北町を取り巻く町の状況も変化が生じてきております。合意事項のなかで我々議員に関する定数問題であります。合併後に結果発表しました国勢調査人口は2万人未満となり、私の予測を下回るものであります。

これにより議員定数の法定数は26名から22名となり、法定数の上限となりました。当町の財政につきましても町長の度重なる議会における答弁は、非常に厳しいものがあります。議員定数は一般的に人口とか財政負担の軽減等の見地から、議論もしかるべきとも思いますが、それに加えて住民代表としての議会の機能は損なわれないか、考察するのも肝要であります。

したがって、これらについて総合的に論じ合える場所があってもいいのではないかと、そういう思いをいたしまして、発議第3号の提案に賛成討論をするものでございます。

以上です。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について、賛成の立場から討論いたします。

議員の定数22名について最近のこの1年のですね、本町を取り巻く状況の変化は著しいものがあります。国勢調査の結果ではですね、本町人口は5年前の平成12年のですね調査と比較しますと1,400名、率にして6.6%減少しております。本町の人口はですね、1万9,962名でありまして、ついにですね、2万人を切ってしまった状況でございます。

また、財政面においても極めて厳しい状況となっており、ご承知のようにですね、平成18年度の予算においては積立金を取り崩しての編成を余儀なくされております。また平成19年度の予算においてもですね、さらに地方交付税等の減額がですね、予想されるところでございます。

このようなことからですね、議員定数について今一度調査検討を行うための議員定数検討特別委員会を設置することに賛成し、討論といたします。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りします。

北村博司君ほか3人から提出されました議員定数検討特別委員会の設置に関する決議のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数です。

よって、北村博司君ほか3人から提出の「議員定数検討特別委員会の設置に関する決議」は否決されました。

日程第47

議長

次に日程第47 推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定に基づく、特例措置により一般選挙による委員については、6月30日をもって任期満了となり、選挙が行われることから、議会から選任する委員についても一般選挙による委員同様に、新たに議会から推薦することとなったものであります。

なお、推薦の方法については議員懇談会において議長発議によることとの確認をいただいております。

それではお諮りします。

議会推薦の農業委員は2人として、平野倅規君、濱田武次君、以上の方を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、平野倅規君、濱田武次君、以上の方を推薦することに決定しました。

議長

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

今期定例会は、去る6月14日から23日までの10日間にわたり審議され、円滑とどこおりなく本会議を終了することができました。

厚くお礼申し上げます。

議長

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

それでは、これにて平成18年6月紀北町議会定例会を閉会します。

(午後 3時 30分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年8月14日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 世古勝彦